

上場制度総合整備プログラム 2007（第二次実施事項）に基づく
業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	4
3. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	35
4. 指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	37
5. 指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	38
6. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	39
7. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	41
8. 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	43
9. 取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表	45
10. 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	47
11. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	49
12. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	52
13. 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	105
14. 上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	110
15. T o S T N e T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の 一部改正新旧対照表	112

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4 日目 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第 2 6 条の規定により<u>内国法人の発行する株券</u>について、取得対価の変更 (取得請求期間の中断を含む。以下同じ。) として定める期日、外国株預託証券について、表示株式数 (1 預託証券に権利が表示される株式の数をいう。以下同じ。) の変更として定める期日、転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更 (行使期間の中断を含む。以下同じ。) として定める期日及び交換社債券について、交換条件 (株券による償還に係る償還条件をいう。以下同じ。) の変更 (交換請求期間の中断を含む。以下同じ。) として定める期日</p> <p>(3) ~ (8) (略)</p> <p>4 ~ 7 (略)</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4 日目 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第 2 6 条の規定により<u>優先株又は子会社連動配当株 (発行者がその連結子会社の業績、配当等に応じて株主に剰余金配当を支払うことを内容とする種類株をいう。)</u> (以下「優先株等」という。) について、取得対価の変更 (取得請求期間の中断を含む。以下同じ。) として定める期日、外国株預託証券について、表示株式数 (1 預託証券に権利が表示される株式の数をいう。以下同じ。) の変更として定める期日、転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更 (行使期間の中断を含む。以下同じ。) として定める期日及び交換社債券について、交換条件 (株券による償還に係る償還条件をいう。以下同じ。) の変更 (交換請求期間の中断を含む。以下同じ。) として定める期日</p> <p>(3) ~ (8) (略)</p> <p>4 ~ 7 (略)</p>
<p>(売買単位)</p> <p>第 1 5 条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところ</p>	<p>(売買単位)</p> <p>第 1 5 条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところ</p>

による。

(1) 株券 (優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。)

a 内国株券は、上場会社 (当取引所の上場株券 (投資信託受益証券を除く。) の発行者をいう。以下同じ。) が単元株式数 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 20 号に規定する単元株式数をいう。) を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは 1 株とする。ただし、当取引所が特に指定した銘柄については、当取引所が定めるところによるものとし、同一の上場会社が発行する複数の種類の内国株券が上場する場合にあっては、それらの売買単位は同一とする。

(削る)

b (略)

(2) ~ (7) (略)

(取得対価の変更期日等)

第 26 条 発行会社に対して取得を請求することができる旨又は発行会社が一定の事由が生じたことを条件として若しくは株主総会の決議により取得することができる旨の定めがある 内国法人が発行する株券 について、取得対価の変更として、新たな取得対価により売買を行う期日 (以下「取得対価の変更期日」という。)、外国株預託証券について、表示株式数の変更として、新たな表示株式数により売買を行う期日 (以下「表示株式

による。

(1) 株券 (優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。)

a 内国株券 (優先株等を除く。) は、上場会社 (当取引所の上場株券 (投資信託受益証券を除く。) の発行者をいう。以下同じ。) が単元株式数 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 20 号に規定する単元株式数をいう。) を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは 1 株とする。ただし、当取引所が特に指定した銘柄については、当取引所が定めるところによる。

b 内国株券である優先株等は、前 a の規定の適用を受ける内国株券と同一とする。

c (略)

(2) ~ (7) (略)

(取得対価の変更期日等)

第 26 条 発行会社に対して取得を請求することができる旨又は発行会社が一定の事由が生じたことを条件として若しくは株主総会の決議により取得することができる旨の定めがある 優先株等 について、取得対価の変更として、新たな取得対価により売買を行う期日 (以下「取得対価の変更期日」という。)、外国株預託証券について、表示株式数の変更として、新たな表示株式数により売買を行う期日 (以下「表示株式数の変更期日」とい

数の変更期日」という。)、転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更として、新たな行使条件により売買を行う期日(以下「行使条件の変更期日」という。)及び交換社債券について、交換条件の変更として、新たな交換条件により売買を行う期日(以下「交換条件の変更期日」という。)は、当取引所が定める。

付 則

この改正規定は、平成20年7月7日から施行する。

う。)、転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更として、新たな行使条件により売買を行う期日(以下「行使条件の変更期日」という。)及び交換社債券について、交換条件の変更として、新たな交換条件により売買を行う期日(以下「交換条件の変更期日」という。)は、当取引所が定める。

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(27) (略)</p> <p><u>(27)の2 議決権付株式 内国株券のうち、取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会における議決権が制限されていない種類の株式に係るものをいう。</u></p> <p>(28)～(42) (略)</p> <p><u>(42)の2 支配株主 親会社又は議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として施行規則で定める者をいう。</u></p> <p><u>(42)の3 (略)</u></p> <p>(43)～(51) (略)</p> <p><u>(51)の2 上場議決権付株式 当取引所に上場している議決権付株式をいう。</u></p> <p>(52)～(58) (略)</p> <p><u>(58)の2 上場無議決権株式 当取引所に上場している無議決権株式をいう。</u></p> <p>(59)～(81) (略)</p> <p><u>(81)の2 非参加型優先株 剰余金配当に関して優先的内容を有する種類の株式のうち、優先配当金の支払いを受けた後、残余の分配可能額からの配当については受け取ることのできないものに係る株券をいう。</u></p> <p>(82)～(86) (略)</p> <p><u>(87) 無議決権株式 内国株券のうち、取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会における議決権が制限されている株式に係るものをいう。</u></p> <p><u>(88) (略)</u></p> <p><u>(89) (略)</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(27) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(28)～(42) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(42)の2 (略)</u></p> <p>(43)～(51) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(52)～(58) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(59)～(81) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(82)～(86) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(87) (略)</u></p> <p><u>(88) (略)</u></p> <p><u>(89) 優先株 利益配当に関して優先的内</u></p>

(9 0) 優先株等 非参加型優先株又は子会社連動配当株をいう。

(9 1) ~ (9 6) (略)

(新規上場申請)

第 2 0 1 条 (略)

2 ~ 4 (略)

5 次条から第 2 1 7 条までの規定は、上場会社が発行者である株券等については適用しない。

(上場契約等)

第 2 0 3 条 (略)

2 ・ 3 (略)

4 その発行する株券等 (優先出資証券を除く。以下この項において同じ。) が第 6 0 1 条第 1 項第 1 8 号 (第 6 0 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 項第 3 号、第 6 0 3 条第 1 項第 6 号又は第 6 0 4 条第 1 項第 2 号若しくは第 2 項第 1 号の規定による場合を含む。) に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券等と引換えに交付される株券等が第 3 0 3 条の規定の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券等が上場されるまでの間、上場株券等の発行者とみなす。

(内国会社の形式要件)

第 2 0 5 条 内国株券等に係る第 2 0 7 条に定める本則市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 株主数

株主数 (当該株券等を 1 単位以上所有する者の数をいう。以下同じ。) が、上場の時までに、8 0 0 人以上となる見込みのあること。

(2) (略)

容を有する種類の株式をいう。

(9 0) 優先株等 優先株及び子会社連動配当株をいう。

(9 1) ~ (9 6) (略)

(新規上場申請)

第 2 0 1 条 (略)

2 ~ 4 (略)

(新設)

(上場契約等)

第 2 0 3 条 (略)

2 ・ 3 (略)

4 その発行する株券等 (優先出資証券を除く。以下この項において同じ。) が第 6 0 1 条第 1 8 号 (第 6 0 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 項第 3 号、第 6 0 3 条第 6 号又は第 6 0 4 条第 1 項第 2 号若しくは第 2 項第 1 号の規定による場合を含む。) に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券等と引換えに交付される株券等が第 3 0 3 条の規定の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券等が上場されるまでの間、上場株券等の発行者とみなす。

(内国会社の形式要件)

第 2 0 5 条 内国株券等に係る第 2 0 7 条に定める本則市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 株主数

株主数 (1 単位以上の株券等を所有する者の数をいう。以下同じ。) が、上場の時までに、8 0 0 人以上となる見込みのあること。

(2) (略)

(3) 時価総額

上場日における時価総額が20億円以上となる見込みのあること。

(4) ~ (9) の 2 (略)

(9) の 3 株券の種類

新規上場申請に係る株券等が内国株券である場合は、原則として、次のaからcまでに掲げる株券のいずれかであること。この場合において、bに掲げる株券にあつては、当該株券以外に新規上場申請を行う銘柄がないこと。

a 議決権付株式を1種類のみ発行している会社における当該議決権付株式

b 複数の種類の議決権付株式を発行している会社において、取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が他のいずれの種類の議決権付株式よりも高い種類の議決権付株式

c 無議決権株式

(1 0) ~ (1 2) (略)

(テクニカル上場)

第208条 第205条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が、その発行する株券等の本則市場への上場を施行規則で定めるところにより申請するとき(第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、施行規則で定める場合に限る。)は、次条に定めるところにより上場審査を行うものとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 本則市場の上場会社が、人的分割を行

(3) 上場時価総額

上場日における上場時価総額が20億円以上となる見込みのあること。

(4) ~ (9) の 2 (略)

(新設)

(1 0) ~ (1 2) (略)

(テクニカル上場)

第208条 第205条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が、その発行する株券等の本則市場への上場を施行規則で定めるところにより申請するとき(第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、施行規則で定める場合に限る。)は、次条に定めるところにより上場審査を行うものとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 本則市場の上場会社が、人的分割を行

うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより第601条第1項第12号に定める上場契約の当事者でなくなることとなった場合に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社が本則市場の上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が施行規則で定めるところにより認める場合（本則市場の上場会社が当該行為を行うとともに、マザーズの上場会社が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社について本則市場の上場会社が実質的な存続会社でないことと当取引所が認めるときを除く。）に限る。）当該他の会社（当該会社が発行者である株券等を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

（テクニカル上場に係る上場審査）

第209条 前条各号に定める会社が発行する株券等の上場審査については、原則として、次の各号に掲げる基準によるものとする。

（1）（略）

（2）当該株券等が、上場の時において、第601条第1項第17号に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合及び同項第19号に該当しないこととなる見込みがあること。

（3）・（4）（略）

（新規上場時の市場第一部銘柄への指定）

第210条 当取引所は、第205条各号及び第207条第1項各号に適合する本則市場へ新規上場申請が行われた内国株券（発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式の新規上場申請が同時に行われたときは、無議決権株式を除く。）のうち、次の各号に適合するものについ

うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより第601条第12号に定める上場契約の当事者でなくなることとなった場合に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社が本則市場の上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が施行規則で定めるところにより認める場合（本則市場の上場会社が当該行為を行うとともに、マザーズの上場会社が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社について本則市場の上場会社が実質的な存続会社でないことと当取引所が認めるときを除く。）に限る。）当該他の会社（当該会社が発行者である株券等を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

（テクニカル上場に係る上場審査）

第209条 前条各号に定める会社が発行する株券等の上場審査については、原則として、次の各号に掲げる基準によるものとする。

（1）（略）

（2）当該株券等が、上場の時において、第601条第17号に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあること。

（3）・（4）（略）

（新規上場時の市場第一部銘柄への指定）

第210条 当取引所は、第205条各号及び第207条第1項各号に適合する本則市場へ新規上場申請が行われた内国株券のうち、次の各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

ては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

(3) 時価総額

上場日における時価総額が500億円以上となる見込みのあること。

2 (略)

3 当取引所は、市場第一部銘柄である上場株券等(上場優先出資証券を除く。以下この条において同じ。)を発行する上場会社が、第208条及び前条の規定の適用を受ける場合には、次の各号の株券等の区分に従い、当該各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

(1) 内国株券(発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式の新規上場申請が同時に行われたときは、無議決権株式を除く。)

又は外国株券等(重複上場の場合を除く。)

次のaからcまでのいずれにも適合すること。

a~c (略)

(2) 外国株券等(重複上場の場合に限る。)

当該外国株券等についての流通の状況が、上場の時までに、第311条第3項第1号に該当することが見込まれるものでないこと。

4 発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式の新規上場申請が同時に行われた場合において、当該議決権付株式が市場第一部銘柄に指定されたときは、当該無議決権株式についても市場第一部銘柄に指定する。

(内国会社の形式要件)

第212条 内国株券に係る第214条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象と

(1)・(2) (略)

(3) 上場時価総額

上場日における上場時価総額が500億円以上となる見込みのあること。

2 (略)

3 当取引所は、市場第一部銘柄である上場株券等(上場優先出資証券を除く。以下この条において同じ。)を発行する上場会社が、第208条及び前条の規定の適用を受ける場合には、次の各号の株券等の区分に従い、当該各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

(1) 内国株券又は外国株券等(重複上場の場合を除く。)

次のaからcまでのいずれにも適合すること。

a~c (略)

(2) 外国株券等(重複上場の場合に限る。)

当該外国株券等についての流通の状況が、上場の時までに、第311条第2項第1号に該当することが見込まれるものでないこと。

(新設)

(内国会社の形式要件)

第212条 内国株券に係る第214条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象と

して行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ~ (3) (略)

(4) 時価総額

上場日における時価総額が10億円以上となる見込みのあること。

(5) ~ (7) (略)

(テクニカル上場)

第215条 第212条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が、その発行する株券等のマザーズへの上場を施行規則で定めるところにより申請するとき(第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、施行規則で定める場合に限る。)は、次条に定めるところにより上場審査を行うものとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) マザーズの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより第603条第1項第6号、第604条第1項第2号又は第2項第1号の規定による第601条第1項第12号に定める上場契約の当事者でなくなることとなった場合に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社がマザーズの上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合(マザーズの上場会社が当該行為を行うとともに、本則市場の上場会社が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社についてマザーズの上場会社が実質的な存続会社でないときを除く。))に限る。) 当該他の会社(当該会社が発行者である株券等を当該人的分割に際して交付

して行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ~ (3) (略)

(4) 上場時価総額

上場日における上場時価総額が10億円以上となる見込みのあること。

(5) ~ (7) (略)

(テクニカル上場)

第215条 第212条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が、その発行する株券等のマザーズへの上場を施行規則で定めるところにより申請するとき(第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、施行規則で定める場合に限る。)は、次条に定めるところにより上場審査を行うものとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) マザーズの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより第603条第6号、第604条第1項第2号又は第2項第1号の規定による第601条第12号に定める上場契約の当事者でなくなることとなった場合に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社がマザーズの上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合(マザーズの上場会社が当該行為を行うとともに、本則市場の上場会社が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社についてマザーズの上場会社が実質的な存続会社でないときを除く。))に限る。) 当該他の会社(当該会社が発行者である株券等を当該人的分割に際して交付する場合に限

する場合に限る。)

(テクニカル上場に係る上場審査)

第216条 前条各号に定める会社が発行する株券等の上場審査については、原則として次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 当該株券等が、上場の時において、第601条第1項第17号に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合及び同項第19号に該当しないこととなる見込みがあること。

(3)・(4) (略)

(新株券等の上場申請)

第301条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する場合において上場申請のあった株券等が上場株券等と異なる種類のものであるときは、上場会社は、同項に定める「有価証券上場申請書」に、「新規上場申請のための有価証券報告書」その他の施行規則で定める書類を添付するとともに、施行規則で定める当取引所所定の「新規上場申請に係る宣誓書」を提出するものとする。

4 前項に規定する上場申請は、申請者である上場会社が発行する上場株券等が上場している市場と同一の市場への申請とみなす。

5 当取引所は、第302条の2第1項の上場審査のため必要と認めるときには、上場会社に対し第1項及び第3項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。

6 第3項に規定する上場申請のあった株券等の発行者である上場会社は、当取引所が当該株券

る。)

(テクニカル上場に係る上場審査)

第216条 前条各号に定める会社が発行する株券等の上場審査については、原則として次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 当該株券等が、上場の時において、第601条第17号に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあること。

(3)・(4) (略)

(新株券等の上場申請)

第301条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

等の上場を承認した場合には、同項の規定により提出した書類のうち施行規則で定める書類を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

7 当取引所は、第1項の上場申請により、株券等又は新株予約権証券を上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿に当該申請に係る銘柄について記載事項を変更又は新たに記載するものとする。

8 第1項の上場申請により、上場議決権付株式（マザーズ上場銘柄を除く。）の発行者が発行する無議決権株式を上場する場合には、当該無議決権株式は、上場議決権付株式と同一の市場区分に指定する。

（同一種類の新株券等の上場）

第302条（略）

（異なる種類の新株券等の上場審査）

第302条の2 第301条の規定により上場申請のあった株券等が上場株券等と異なる種類のものである場合には、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める基準に適合するものを対象として、公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項について上場審査を行う。

（1）本則市場の上場会社

a 当該上場会社が発行する上場株券等が第205条第9号の3 aに掲げる議決権付株式であること。

b 当該上場申請に係る株券等が無議決権株式であること。

c 第205条第1号、第2号、第9号、第9号の2、第10号及び第11号に適合すること。

（2）マザーズの上場会社

3 当取引所は、前2項の上場申請により、株券等又は新株予約権証券を上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更するものとする。

（新設）

（新株券等の上場）

第302条（略）

（新設）

a 前号 a 及び b に適合すること。

b 第 2 1 2 条第 1 号、第 2 号及び第 7 号(同号において準用する第 2 0 5 条第 8 号及び第 9 号の 3 を除く。)に適合すること。

2 前項の上場審査は、第 3 0 1 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3 第 1 項の上場審査に関して必要と認める事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

(全部取得条項付種類株式等と引換えに交付される株券等の上場)

第 3 0 3 条 第 3 0 2 条の規定にかかわらず、第 3 0 1 条の規定により上場申請のあった株券等が、第 6 0 1 条第 1 項第 1 8 号(第 6 0 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 項第 3 号、第 6 0 3 条第 1 項第 6 号又は第 6 0 4 条第 1 項第 2 号若しくは第 2 項第 1 号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引換えに交付される株式に係る株券等である場合(当該株券等が、当該上場廃止となる銘柄と異なる種類の上場株券等と同一の種類のものである場合を除く。)には、施行規則で定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

(一部指定の申請)

第 3 0 7 条 市場第二部銘柄である上場株券等(発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが上場している場合における当該無議決権株式及び上場優先出資証券を除く。以下この節において同じ。)の市場第一部銘柄への指定は、当該上場株券等を発行する上場会社からの申請により行う。

2 ~ 5 (略)

6 発行者が同一である議決権付株式と無議決権

(新設)

(新設)

(全部取得条項付種類株式等と引換えに交付される株券等の上場)

第 3 0 3 条 前条の規定にかかわらず、第 3 0 1 条の規定により上場申請のあった株券等が、第 6 0 1 条第 1 8 号(第 6 0 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 項第 3 号、第 6 0 3 条第 6 号又は第 6 0 4 条第 1 項第 2 号若しくは第 2 項第 1 号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引換えに交付される株式に係る株券等である場合には、施行規則で定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

(一部指定の申請)

第 3 0 7 条 市場第二部銘柄である上場株券等(上場優先出資証券を除く。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。)の市場第一部銘柄への指定は、当該上場株券等を発行する上場会社からの申請により行う。

2 ~ 5 (略)

(新設)

株式のいずれもが上場している場合において、当該議決権付株式が市場第一部銘柄に指定されたときは、当該無議決権株式についても市場第一部銘柄に指定する。

(一部指定の形式要件)

第308条 市場第二部銘柄である上場株券等の市場第一部銘柄への指定に係る次条に定める審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(3) (略)

(4) 時価総額

時価総額が40億円以上であること。

(5)～(7) (略)

(指定替え基準)

第311条 市場第一部銘柄の内国株券(発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが上場している場合における当該無議決権株式を除く。)又は外国株券等(重複上場の場合を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。この場合における当該各号の取扱い及び指定替えの時期は施行規則で定める。

(1)～(3) (略)

(4) 時価総額

時価総額が20億円未満である場合において、9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあつては、3か月)以内に20億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、当取引所がこの基準によることが適当でない認めたときの時価総額に係る基準については、当

(一部指定の形式要件)

第308条 市場第二部銘柄である上場株券等の市場第一部銘柄への指定に係る次条に定める審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(3) (略)

(4) 上場時価総額

上場時価総額が40億円以上であること。

(5)～(7) (略)

(指定替え基準)

第311条 市場第一部銘柄の内国株券又は外国株券等(重複上場の場合を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。この場合における当該各号の取扱い及び指定替えの時期は施行規則で定める。

(1)～(3) (略)

(4) 上場時価総額

上場時価総額が20億円未満である場合において、9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあつては、3か月)以内に20億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、当取引所がこの基準によることが適当でない認めたときの上場時価総額に係る基準について

取引所がその都度定めるところによるものとする。

(5) (略)

2 発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが上場している場合において、当該議決権付株式の市場第二部銘柄への指定替えが行われたときは、当該無議決権株式についても市場第二部銘柄への指定替えを行う。

3 (略)

(上場市場の変更審査)

第313条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の審査により上場市場の変更申請に係るすべての株券等の上場市場の変更を適当と認めた場合には、当取引所は、当該発行者が発行者であるすべての上場株券等(上場優先株等を含む。)につき上場市場の変更を行う。

5 (略)

(上場市場の変更の場合の一部指定)

第315条 第313条第4項及び前条第1項の規定によりマザーズから本則市場への上場市場の変更が行われる株券等(発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが上場している場合における当該無議決権株式を除く。)のうち、第308条第1号から第4号まで及び第7号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。この場合における取扱いは施行規則で定める。

2 第313条第4項及び前条第1項の規定によりマザーズから本則市場への上場市場の変更が行われる株券等(発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが上場している場合における当該無議決権株式を除く。)のうち、第210条第1項各号(重複上場の

は、当取引所がその都度定めるところによるものとする。

(5) (略)

(新設)

2 (略)

(上場市場の変更審査)

第313条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の審査により上場市場の変更申請に係る株券等の上場市場の変更を適当と認めた場合には、当取引所は、当該発行者が発行者であるすべての上場株券等(上場優先株等を含む。) につき上場市場の変更を行う。

5 (略)

(上場市場の変更の場合の一部指定)

第315条 第313条第4項及び前条第1項の規定によりマザーズから本則市場への上場市場の変更が行われる株券等のうち、第308条第1号から第4号まで及び第7号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。この場合における取扱いは施行規則で定める。

2 第313条第4項及び前条第1項の規定によりマザーズから本則市場への上場市場の変更が行われる株券等のうち、第210条第1項各号(重複上場の外国株券等の場合には、同項第2号bを除く。) に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することがで

外国株券等の場合には、同項第2号bを除く。)に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

3 発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが上場している場合において、当該議決権付株式が市場第一部銘柄に指定されたときは、当該無議決権株式についても市場第一部銘柄に指定する。

(会社情報の開示)

第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからa pまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a ~ a n (略)

a o 上場無議決権株式、上場議決権付株式(複数の種類の議決権付株式を発行している会社が発行するものに限る。)又は上場優先株等(子会社連動配当株を除く。)に係る株式の内容その他のスキームの変更

a p a から前 a o までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 次のaからxまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a ~ f (略)

g 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社の

きるものとする。

(新設)

(会社情報の開示)

第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからa oまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a ~ a n (略)

(新設)

a o a から前 a n までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 次のaからxまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a ~ f (略)

g 親会社等の異動

異動

h ~ x (略)

(上場廃止等に関する開示)

第408条 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書面を当取引所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。

(1) 第311条第1項第4号に規定する時価総額が20億円未満である場合に該当した場合

同号に規定する書面

(2) 第601条第1項第2号c(第602条第1項第1号による場合を含む。)に規定する流通株式の数が上場会社の事業年度の末日において上場株券等の数の5%未満である場合に該当した場合

第601条第1項第2号cに規定する公募、売出し又は数量制限付分売予定書

(3) 第601条第1項第4号a(第602条第1項第1号又は第2項第3号による場合を含む。)に規定する時価総額が10億円未満である場合に該当した場合

第601条第1項第4号aに規定する書面

(4) 第603条第1項第2号c(第604条第1項第1号による場合を含む。)に規定する流通株式の数が上場会社の事業年度の末日において上場株券等の数の5%未満である場合に該当した場合

第603条第1項第2号cに規定する公募、売出し又は数量制限付分売予定書

(5) 第603条第1項第5号a(第604条第1項第1号又は第2号第4号による場合を含む。)に規定する時価総額が5億円未満である場合に該当した場合

第603条第1項第5号aに規定する書面

h ~ x (略)

(上場廃止等に関する開示)

第408条 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書面を当取引所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。

(1) 第311条第1項第4号に規定する上場時価総額が20億円未満である場合に該当した場合

同号に規定する書面

(2) 第601条第2号c(第602条第1項第1号による場合を含む。)に規定する流通株式の数が上場会社の事業年度の末日において上場株券等の数の5%未満である場合に該当した場合

第601条第2号cに規定する公募、売出し又は数量制限付分売予定書

(3) 第601条第4号a(第602条第1項第1号又は第2項第3号による場合を含む。)に規定する上場時価総額が10億円未満である場合に該当した場合

第601条第4号aに規定する書面

(4) 第603条第2号c(第604条第1項第1号による場合を含む。)に規定する流通株式の数が上場会社の事業年度の末日において上場株券等の数の5%未満である場合に該当した場合

第603条第2号cに規定する公募、売出し又は数量制限付分売予定書

(5) 第603条第5号a(第604条第1項第1号又は第2号第4号による場合を含む。)に規定する上場時価総額が5億円未満である場合に該当した場合

第603条第5号aに規定する書面

(支配株主等に関する事項の開示)

第 4 1 1 条 支配株主又は財務諸表等規則第 8 条第 1 7 項第 4 号に規定するその他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後 3 か月以内に、施行規則で定める支配株主等に関する事項を開示しなければならない。

(企業グループの構造に係るリスク情報に関する報告書)

第 4 2 0 条 第 2 0 4 条第 1 2 項第 2 号、第 2 1 1 条第 1 2 項第 2 号又はこの項に規定する報告書を当取引所へ提出していない上場会社については、市場第一部銘柄への指定の申請、上場市場の変更申請又は第 6 0 5 条第 2 項に規定する申請を行う場合であって、かつ、その企業グループの構造が特殊なものとして当取引所が認める場合には、当取引所が上場株券等の市場第一部銘柄への指定若しくは上場市場の変更を承認したとき又は第 6 0 1 条第 1 項第 9 号に定める施行規則で定める基準に適合したときに、企業グループの構造に係るリスク情報に関して記載した報告書を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

2 (略)

(株式分割等)

第 4 3 4 条 上場会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更(以下「株式分割等」という。)を行わないものとする。

(無議決権株式の株主への交付書類)

(親会社等に関する事項の開示)

第 4 1 1 条 親会社等を有する上場会社は、事業年度経過後 3 か月以内に、施行規則で定める親会社等に関する事項を開示しなければならない。

(企業グループの構造に係るリスク情報に関する報告書)

第 4 2 0 条 第 2 0 4 条第 1 2 項第 2 号、第 2 1 1 条第 1 2 項第 2 号又はこの項に規定する報告書を当取引所へ提出していない上場会社については、市場第一部銘柄への指定の申請、上場市場の変更申請又は第 6 0 5 条第 2 項に規定する申請を行う場合であって、かつ、その企業グループの構造が特殊なものとして当取引所が認める場合には、当取引所が上場株券等の市場第一部銘柄への指定若しくは上場市場の変更を承認したとき又は第 6 0 1 条第 9 号に定める施行規則で定める基準に適合したときに、企業グループの構造に係るリスク情報に関して記載した報告書を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

2 (略)

(株式分割等に係る努力等)

第 4 3 4 条 上場会社は、株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更(以下「株式分割等」という。)を実施する場合は、流通市場に混乱をもたらすことのないよう努めるものとする。

第438条の2 上場無議決権株式の発行者は、議決権付株式の株主に対して株主向け書類（議決権行使書面及び委任状を除く。）を交付した場合、速やかにこれを当該上場無議決権株式の株主にも交付するものとする。

（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）

第501条 当取引所は、上場会社が第601条第1項第11号、第12号又は第19号（第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと当取引所が認めた場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定することができる。

2～4 （略）

第6節 上場契約違約金

（上場契約違約金）

第509条 当取引所は、上場会社が有価証券上場規程その他の規則に違反したと当取引所が認める場合において、当該上場会社が当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと当取引所が認めるときは、当該上場会社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることができる。

2 上場会社は、前項の規定により上場契約違約金の支払いを求められた場合は、施行規則で定めるところにより、当該上場契約違約金を支払わなければならない。

第7節 （略）

（新設）

（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）

第501条 当取引所は、上場会社が第601条第11号、第12号又は第19号（第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第6号、第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと当取引所が認めた場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定することができる。

2～4 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

第6節 （略）

(実効性の確保に係る規定の審査)

第510条 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第601条 本則市場の上場内国株券等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)~(3) (略)

(4) 時価総額

次のa又はbに該当する場合。

a 時価総額が10億円未満である場合において、9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあっては、3か月)以内に10億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、当取引所がこの基準によることが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定めるところによる。

b 当該株券等に係る時価総額が上場株券等の数に2を乗じて得た数値未満である場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。

(5)・(6) (略)

(7) 破産手続、再生手続又は更生手続

上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、施行規則で定める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から起算して1か月間の時価総額が10億円以上とならないとき。

(実効性の確保に係る規定の審査)

第509条 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第601条 本則市場の上場内国株券等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)~(3) (略)

(4) 上場時価総額

次のa又はbに該当する場合。

a 上場時価総額が10億円未満である場合において、9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあっては、3か月)以内に10億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、当取引所がこの基準によることが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定めるところによる。

b 上場時価総額が上場株券等の数に2を乗じて得た数値未満である場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。

(5)・(6) (略)

(7) 破産手続、再生手続又は更生手続

上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、施行規則で定める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から起算して1か月間の上場時価総額が10億円以上とならないとき。

(8) ~ (1 1) (略)

(1 2) 上場契約違反等

上場会社が上場契約に関する重大な違反を行ったとして施行規則で定める場合、第 2 0 4 条第 1 項、同条第 1 1 項第 1 号、第 2 1 1 条第 1 項、同条第 1 1 項第 1 号、第 3 0 1 条第 3 項、第 3 0 7 条第 2 項、第 3 1 2 条第 3 項若しくは第 4 1 8 条の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなる事となった場合

(1 3) ~ (1 9) (略)

2 発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが本則市場に上場している場合において、当該議決権付株式が前項各号のいずれかの基準に該当したとき(前項第 1 8 号に該当した場合のうち当取引所が適当と認めるときを除く。)は、当該無議決権株式についても上場を廃止する。

(上場外国会社の上場廃止基準)

第 6 0 2 条 本則市場の上場外国株券等(重複上場の場合を除く。) が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における第 3 号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 前条第 1 項第 1 号から第 1 2 号まで、第 1 5 号及び第 1 7 号から第 1 9 号までのいずれかに該当した場合

(2) ~ (4) (略)

2 本則市場に上場している上場外国株券等(重複上場の場合に限る。) が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における第 2 号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ・ (2) (略)

(8) ~ (1 1) (略)

(1 2) 上場契約違反等

上場会社が上場契約に関する重大な違反を行ったとして施行規則で定める場合、第 2 0 4 条第 1 項、同条第 1 1 項第 1 号、第 2 1 1 条第 1 項、同条第 1 1 項第 1 号、第 3 0 7 条第 2 項、第 3 1 2 条第 3 項若しくは第 4 1 8 条の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなる事となった場合

(1 3) ~ (1 9) (略)

(新設)

(上場外国会社の上場廃止基準)

第 6 0 2 条 本則市場の上場外国株券等(重複上場の場合を除く。) が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における第 3 号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 前条第 1 号から第 1 2 号まで、第 1 5 号及び第 1 7 号から第 1 9 号までのいずれかに該当した場合

(2) ~ (4) (略)

2 本則市場に上場している上場外国株券等(重複上場の場合に限る。) が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における第 2 号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ・ (2) (略)

(3) 前条第1項第4号から第12号まで、第15号及び第17号から第19号までのいずれかに該当した場合

(4) (略)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第603条 マザーズの上場内国株券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(4) (略)

(5) 時価総額

次のa又はbに該当する場合

a 時価総額が5億円未満である場合において、9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあつては、3か月)以内に5億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、当取引所がこの基準によることが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定めるところによる。

b 当該株券等に係る時価総額が上場株券等の数に2を乗じて得た数値未満である場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。

(6) 第601条第1項第3号及び第6号から第19号までのいずれかに該当した場合。この場合において、第7号中「10億円」とあるのは「5億円」と、第9号b中「第208条」とあるのは「第215条」と、それぞれ読み替える。

2. 発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもがマザーズに上場している場合において、当該議決権付株式が前項各号のいづ

(3) 前条第4号から第12号まで、第15号及び第17号から第19号までのいずれかに該当した場合

(4) (略)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第603条 マザーズの上場内国株券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(4) (略)

(5) 上場時価総額

次のa又はbに該当する場合

a 上場時価総額が5億円未満である場合において、9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあつては、3か月)以内に5億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、当取引所がこの基準によることが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定めるところによる。

b 上場時価総額が上場株券等の数に2を乗じて得た数値未満である場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。

(6) 第601条第3号及び第6号から第19号までのいずれかに該当した場合。この場合において、第7号中「10億円」とあるのは「5億円」と、第9号b中「第208条」とあるのは「第215条」と、それぞれ読み替える。

(新設)

れかの基準に該当したとき（前項第6号において準用する第601条第1項第18号に該当した場合のうち当取引所が適当と認めるときを除く。）は、当該無議決権株式についても上場を廃止する。

（上場外国会社の上場廃止基準）

第604条 マザーズの上場外国株券等（重複上場の場合を除く。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。

（1）前条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当した場合

（2）第601条第1項第3号、第6号から第12号まで、第15号及び第17号から第19号までのいずれかに該当した場合。この場合において、第7号中「10億円」とあるのは「5億円」と、第9号b中「第208条」とあるのは「第215条」と、それぞれ読み替える。

（3）（略）

2 マザーズの上場外国株券等（重複上場の場合に限る。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。

（1）第601条第1項第6号から第12号まで、第15号及び第17号から第19号までのいずれかに該当した場合。この場合において、第7号中「10億円」とあるのは「5億円」と、第9号b中「第208条」とあるのは「第215条」と読み替える。

（2）・（3）（略）

（4）前条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当した場合

（上場廃止に係る審査の申請等）

第605条 当取引所は、第601条第1項第7

（上場外国会社の上場廃止基準）

第604条 マザーズの上場外国株券等（重複上場の場合を除く。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。

（1）前条第1号から第5号までのいずれかに該当した場合

（2）第601条第3号、第6号から第12号まで、第15号及び第17号から第19号までのいずれかに該当した場合。この場合において、第7号中「10億円」とあるのは「5億円」と、第9号b中「第208条」とあるのは「第215条」と、それぞれ読み替える。

（3）（略）

2 マザーズの上場外国株券等（重複上場の場合に限る。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。

（1）第601条第6号から第12号まで、第15号及び第17号から第19号までのいずれかに該当した場合。この場合において、第7号中「10億円」とあるのは「5億円」と、第9号b中「第208条」とあるのは「第215条」と読み替える。

（2）・（3）（略）

（4）前条第3号から第5号までのいずれかに該当した場合

（上場廃止に係る審査の申請等）

第605条 当取引所は、第601条第7号（第

号（第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。）に定める施行規則で定める再建計画であるかどうか及び時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合は、第601条第1項第7号に該当したものとみなす。

2 当取引所は、第601条第1項第9号（第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第1項第6号、前条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。以下この条において同じ。）に定める施行規則で定める基準に適合しないかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合は、第601条第1項第9号に該当したものとみなす。

3・4 （略）

（上場審査の形式要件）

第804条 優先株等の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

（1） 新規上場申請銘柄の発行者が上場議決権付株式の発行者であること。

（2） （略）

（上場廃止基準）

第808条 上場優先株等の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株等全銘柄の上場を廃止する。この場合における上場廃止の時期は、施行規則で定める。

（1） （略）

（2） 上場優先株等の発行者が発行者である

602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第6号、第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。）に定める施行規則で定める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合は、第601条第7号に該当したものとみなす。

2 当取引所は、第601条第9号（第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第6号、前条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。以下この条において同じ。）に定める施行規則で定める基準に適合しないかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合は、第601条第9号に該当したものとみなす。

3・4 （略）

（上場審査の形式要件）

第804条 優先株等の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

（1） 新規上場申請銘柄の発行者が上場会社であること。

（2） （略）

（上場廃止基準）

第808条 上場優先株等の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株等全銘柄の上場を廃止する。この場合における上場廃止の時期は、施行規則で定める。

（1） （略）

（2） 上場優先株等の発行者が発行者である

株券等が第601条から第604条までのいずれかの基準に該当した場合（第601条第1項第18号（第602条第1項第1号若しくは第2項第3号、第603条第1項第6号又は第604条第1項第2号若しくは第2項第1号による場合を含む。）に該当した場合のうち当取引所が適当と認める場合を除く。）

2 上場優先株等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

（1）～（5）（略）

（5）の2 当該上場優先株等に係る時価総額が上場優先株等の数に2を乗じて得た数値未満である場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。

（6）～（9）（略）

（上場に関する料金）

第812条 優先株等を新規上場申請する発行者及び上場優先株等の発行者は、上場審査料、新規上場料、追加上場料、年間上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

（新規上場申請）

第813条（略）

2 次の各号のいずれかに該当する場合において、設立される会社の子法人の発行する優先証券については、その設立前においても、当該各号に規定する新設合併、株式移転又は新設分割を行う上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における新規上場申請は、当該上場会社が行うものとする。

（1）第208条第1号（上場会社の新設合併に係る部分に限る。）又は第3号（上場会

株券等が第601条から第604条までのいずれかの基準に該当した場合（第601条第18号（第602条第1項第1号若しくは第2項第3号、第603条第6号又は第604条第1項第2号若しくは第2項第1号による場合を含む。）に該当した場合のうち当取引所が適当と認める場合を除く。）

2 上場優先株等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

（1）～（5）（略）

（新設）

（6）～（9）（略）

（上場に関する料金）

第812条 優先株等を新規上場申請する発行者及び上場優先株等の発行者は、新規上場料、追加上場料、年間上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

（新規上場申請）

第813条（略）

2 次の各号のいずれかに該当する場合において、設立される会社の子法人の発行する優先証券については、その設立前においても、当該各号に規定する新設合併、株式移転又は新設分割を行う上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における新規上場申請は、当該上場会社が行うものとする。

（1）第208条第1号（上場会社の新設合併に係る部分に限る。）又は第3号（上場会

社の株式移転に係る部分に限る。)に掲げる場合において、設立される会社の株券等が同条第1号又は第3号の適用を受けるとき。

(2)・(3) (略)

3 (略)

(上場廃止基準)

第821条 上場優先証券の発行者又は対象親法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先証券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場優先証券の対象親法人が発行者である株券等が第601条から第604条までのいずれかの基準に該当した場合(第601条第1項第18号(第602条第1項第1号若しくは第2項第3号、第603条第1項第6号又は第604条第1項第2号若しくは第2項第1号による場合を含む。)に該当した場合のうち当取引所が適当と認める場合を除く。)

(3) 上場優先証券の発行者が、第601条第1項第6号、第7号(同号後段の規定の適用を受けられる場合を除く。)、第10号又は第11号のいずれかに該当した場合

(4) (略)

2 (略)

(準用規定等)

第826条 第301条第1項、第2項及び第7項、第305条、第306条、第606条、第608条並びに第612条の規定は、優先株等及び優先証券について準用する。この場合における取扱いは施行規則で定める。

社の株式移転に係る部分に限る。)に掲げる場合において、設立される会社の株券等(優先株等を除く。以下同じ。)が同条第1号又は第3号の適用を受けるとき。

(2)・(3) (略)

3 (略)

(上場廃止基準)

第821条 上場優先証券の発行者又は対象親法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先証券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場優先証券の対象親法人が発行者である株券等が第601条から第604条までのいずれかの基準に該当した場合(第601条第18号(第602条第1項第1号若しくは第2項第3号、第603条第6号又は第604条第1項第2号若しくは第2項第1号による場合を含む。)に該当した場合のうち当取引所が適当と認める場合を除く。)

(3) 上場優先証券の発行者が、第601条第6号、第7号(同号後段の規定の適用を受けられる場合を除く。)、第10号又は第11号のいずれかに該当した場合

(4) (略)

2 (略)

(準用規定等)

第826条 第301条、第305条、第306条、第606条、第608条及び第612条の規定は、優先株等及び優先証券について準用する。この場合における取扱いは施行規則で定める。

2 第302条、第303条及び第304条の規定は、優先株等について準用する。この場合における取扱いは施行規則で定める。

3 (略)

4 第501条から第504条まで、第506条、第509条及び第510条の規定は、上場優先株等の発行者に対する実効性の確保について準用する。

5 (略)

(上場廃止基準)

第912条 上場債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 次のaからdまでに掲げる債券の区分に従い、当該aからdまでに定める場合

a 外国社債券以外の社債券

次の(a)及び(b)に掲げる場合の区分に従い、当該(a)及び(b)に定める場合

(a) 上場社債券(当取引所に上場している社債券をいう。以下同じ。)の発行者が上場会社である場合

上場社債券の発行者が発行する株券等が第601条第1項第6号から第12号まで(同項第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)又は第19号のいずれかに該当した場合(第603条第1項第6号による場合を含む。)

(b) 上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合

次のイからハまでに定める場合に該当

2 第302条から第304条までの規定は、優先株等について準用する。この場合における取扱いは施行規則で定める。

3 (略)

4 第501条から第504条まで、第506条及び第509条の規定は、上場優先株等の発行者に対する実効性の確保について準用する。

5 (略)

(上場廃止基準)

第912条 上場債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 次のaからdまでに掲げる債券の区分に従い、当該aからdまでに定める場合

a 外国社債券以外の社債券

次の(a)及び(b)に掲げる場合の区分に従い、当該(a)及び(b)に定める場合

(a) 上場社債券(当取引所に上場している社債券をいう。以下同じ。)の発行者が上場会社である場合

上場社債券の発行者が発行する株券等が第601条第6号から第12号まで(同条第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)又は第19号のいずれかに該当した場合(第603条第6号による場合を含む。)

(b) 上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合

次のイからハまでに定める場合に該当

した状態となったと当取引所が認めたと
き

イ 第601条第1項第6号から第9号
まで（同項第7号にあっては、同号後
段の規定の適用を受ける場合を除く。）
又は第11号aのいずれかに該当した
場合

ロ 2人以上の公認会計士又は監査法人
による監査証明府令第3条第1項の監
査報告書又は中間監査報告書（公認会
計士又は監査法人に相当する者による
監査証明に相当する証明に係る監査報
告書又は中間監査報告書を含む。）を
添付した有価証券報告書又は半期報告
書を、法第24条第1項又は第24条
の5第1項に定める期間の経過後1か
月以内（天災地変等、上場会社の責め
に帰すべからざる事由によるものであ
る場合は、3か月以内）に、内閣総理
大臣等に提出しなかった場合（当該発
行者が四半期財務諸表提出会社又は四
半期連結財務諸表提出会社であるとき
は、第601条第1項第10号に規定
する場合）

八 発行者の財務諸表等に添付される監
査報告書又は中間財務諸表等に添付さ
れる中間監査報告書において、公認会
計士等によって、監査報告書について
は「不適正意見」又は「意見の表明を
しない」旨（天災地変等、上場会社の
責めに帰すべからざる事由によるもの
である場合を除く。以下このbにおい
て同じ。）が、中間監査報告書につい
ては「中間財務諸表等が有用な情報を
表示していない意見」又は「意見の表
明をしない」旨が記載され、かつ、そ

した状態となったと当取引所が認めたと
き

イ 第601条第6号から第9号まで（
同条第7号にあっては、同号後段の規
定の適用を受ける場合を除く。）又は
第11号aのいずれかに該当した場合

ロ 2人以上の公認会計士又は監査法人
による監査証明府令第3条第1項の監
査報告書又は中間監査報告書（公認会
計士又は監査法人に相当する者による
監査証明に相当する証明に係る監査報
告書又は中間監査報告書を含む。）を
添付した有価証券報告書又は半期報告
書を、法第24条第1項又は第24条
の5第1項に定める期間の経過後1か
月以内（天災地変等、上場会社の責め
に帰すべからざる事由によるものであ
る場合は、3か月以内）に、内閣総理
大臣等に提出しなかった場合（当該発
行者が四半期財務諸表提出会社又は四
半期連結財務諸表提出会社であるとき
は、第601条第10号に規定する場
合）

八 発行者の財務諸表等に添付される監
査報告書又は中間財務諸表等に添付さ
れる中間監査報告書において、公認会
計士等によって、監査報告書について
は「不適正意見」又は「意見の表明を
しない」旨（天災地変等、上場会社の
責めに帰すべからざる事由によるもの
である場合を除く。以下このbにおい
て同じ。）が、中間監査報告書につい
ては「中間財務諸表等が有用な情報を
表示していない意見」又は「意見の表
明をしない」旨が記載され、かつ、そ

の影響が重大であると当取引所が認める場合（当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、第601条第1項第11号bに規定する場合）

b 保証付外国社債券以外の外国社債券

次の（a）から（c）までに掲げる場合の区分に従い、当該（a）から（c）までに定める場合

（a） 上場社債券の発行者が上場会社である場合（重複上場の場合を除く。）

上場社債券の発行者が発行する株券等が、第602条第1項第1号又は第604条第1項第2号による第601条第1項第6号から第12号まで（同項第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）又は第19号のいずれかに該当した場合

（b） 上場社債券の発行者が上場会社である場合（重複上場の場合に限る。）

上場社債券の発行者が発行する株券等が、第602条第2項第3号若しくは第604条第2項第1号による第601条第1項第6号から第12号まで（同項第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）若しくは第19号又は第602条第2項第1号本文（第604条第2項第3号による場合を含む。）のいずれかに該当した場合。ただし、第602条第2項第1号本文（第604条第2項第3号による場合を含む。）に該当した場合で、施行規則で定めるところにより上場の継続を必要と認めるときを除く。

（c） 上場社債券の発行者が上場会社でない場合

の影響が重大であると当取引所が認める場合（当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、第601条第11号bに規定する場合）

b 保証付外国社債券以外の外国社債券

次の（a）から（c）までに掲げる場合の区分に従い、当該（a）から（c）までに定める場合

（a） 上場社債券の発行者が上場会社である場合（重複上場の場合を除く。）

上場社債券の発行者が発行する株券等が、第602条第1項第1号又は第604条第1項第2号による第601条第6号から第12号まで（同条第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）又は第19号のいずれかに該当した場合

（b） 上場社債券の発行者が上場会社である場合（重複上場の場合に限る。）

上場社債券の発行者が発行する株券等が、第602条第2項第3号若しくは第604条第2項第1号による第601条第6号から第12号まで（同条第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）若しくは第19号又は第602条第2項第1号本文（第604条第2項第3号による場合を含む。）のいずれかに該当した場合。ただし、第602条第2項第1号本文（第604条第2項第3号による場合を含む。）に該当した場合で、施行規則で定めるところにより上場の継続を必要と認めるときを除く。

（c） 上場社債券の発行者が上場会社でない場合

第601条第1項第6号から第9号まで（同項第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）、第11号a若しくは第19号、第602条第2項第1号本文（第604条第2項第3号による場合を含む。）又は前aの（b）の口若しくは八のいずれかに該当した状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、第602条第2項第1号本文（第604条第2項第3号による場合を含む。）に該当した状態となったと当取引所が認めた場合で、施行規則で定めるところにより上場の継続を必要と認めるときを除く。

c （略）

d 社債券以外の債券（国債証券を除く。）

次の（a）又は（b）に該当する場合

（a）第601条第1項第11号a又は前aの（b）の口若しくは八に該当する場合

（b）（略）

2 （略）

（上場廃止基準）

第936条 上場交換社債券の発行者が次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める場合のいずれかに該当するときは、当該発行者が発行する交換社債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

（1）上場会社である場合

次のa又はbに掲げる場合

a （略）

b 発行する株券等が、第601条第1項第6号から第12号まで若しくは第19号（第602条第1項第1号、同条第2項第

第601条第6号から第9号まで（同条第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）、同条第11号a、同条第19号、第602条第2項第1号本文（第604条第2項第3号による場合を含む。）又は前aの（b）の口若しくは八のいずれかに該当した状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、第602条第2項第1号本文（第604条第2項第3号による場合を含む。）に該当した状態となったと当取引所が認めた場合で、施行規則で定めるところにより上場の継続を必要と認めるときを除く。

c （略）

d 社債券以外の債券（国債証券を除く。）

次の（a）又は（b）に該当する場合

（a）第601条第11号a又は前aの（b）の口若しくは八に該当する場合

（b）（略）

2 （略）

（上場廃止基準）

第936条 上場交換社債券の発行者が次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める場合のいずれかに該当するときは、当該発行者が発行する交換社債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

（1）上場会社である場合

次のa又はbに掲げる場合

a （略）

b 発行する株券等が、第601条第6号から第12号まで若しくは第19号（第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第

3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)のいずれか又は第602条第2項第1号本文(第604条第2項第3号による場合を含む。)に該当した場合

(2) 上場会社でない場合

次のa又はbに掲げる場合

a (略)

b 第601条第1項第10号若しくは第11号のいずれかに該当する場合又は事業活動の停止、解散若しくはこれらと同等の状態であると当取引所が認める場合

2・3 (略)

(準用規定)

第941条 第301条第1項、第2項及び第7項、第306条、第429条、第606条、第608条並びに第612条の規定は、債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券について準用する。この場合における取扱いは施行規則で定める。

2 (略)

3 第501条から第504条まで、第506条、第509条及び第510条の規定は、上場債券及び上場交換社債券の銘柄に対する実効性の確保について準用する。

4 (略)

(上場審査基準)

第1104条 内国ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからgまで(投資信託法施行令第12条第1号に掲げ

603条第6号、第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)のいずれか又は第602条第2項第1号本文(第604条第2項第3号による場合を含む。)に該当した場合

(2) 上場会社でない場合

次のa又はbに掲げる場合

a (略)

b 第601条第10号若しくは第11号のいずれかに該当する場合又は事業活動の停止、解散若しくはこれらと同等の状態であると当取引所が認める場合

2・3 (略)

(準用規定)

第941条 第301条、第306条、第429条、第606条、第608条及び第612条の規定は、債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券について準用する。この場合における取扱いは施行規則で定める。

2 (略)

3 第501条から第504条まで、第506条及び第509条の規定は、上場債券及び上場交換社債券の銘柄に対する実効性の確保について準用する。

4 (略)

(上場審査基準)

第1104条 内国ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからgまで(投資信託法施行令第12条第1号に掲げ

る証券投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、cを除く。)に適合していること。

a～d (略)

e 次の(a)及び(b)に適合していること。

(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間(「最近」の計算は、新規上場申請日の直前計算期間の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。)に終了する各計算期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このeにおいて同じ。)の財務諸表等又は各計算期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等(第2条第89号の規定にかかわらず、有価証券届出書及びその添付書類、有価証券報告書(報告書代替書面及び外国会社報告書並びにその補足書類を含む。以下同じ。)及びその添付書類、半期報告書(半期代替書面及び外国会社半期報告書並びにその補足書類を含む。以下同じ。)並びに目論見書をいう。以下この章において同じ。)に虚偽記載(第2条第30号の規定にかかわらず、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。)又は第23条の10に係る訂正命令)若しくは課徴金納付命令(法第172条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)又は第172条の2第1項若しくは第2項に係る命令)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、

る証券投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、cを除く。)に適合していること。

a～d (略)

e 次の(a)及び(b)に適合していること。

(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間(「最近」の計算は、新規上場申請日の直前計算期間の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。)に終了する各計算期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このeにおいて同じ。)の財務諸表等又は各計算期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等(第2条第88号の規定にかかわらず、有価証券届出書及びその添付書類、有価証券報告書(報告書代替書面及び外国会社報告書並びにその補足書類を含む。以下同じ。)及びその添付書類、半期報告書(半期代替書面及び外国会社半期報告書並びにその補足書類を含む。以下同じ。)並びに目論見書をいう。以下この章において同じ。)に虚偽記載(第2条第30号の規定にかかわらず、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。)又は第23条の10に係る訂正命令)若しくは課徴金納付命令(法第172条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)又は第172条の2第1項若しくは第2項に係る命令)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、

又はこれらの訂正届出書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。以下この章において同じ。)を行っていないこと。

(b) (略)

f・g (略)

(3) (略)

2～6 (略)

(実効性の確保)

第1111条 第502条から第504条まで、第506条、第507条、第509条及び第510条の規定は、上場ETFに対する実効性の確保について準用する。

(準用規定)

第1118条 第425条、第429条、第608条及び第612条の規定は、ETFについて準用する。

(実効性の確保)

第1217条 第502条から第504条まで、第506条、第507条、第509条及び第510条の規定は、上場不動産投資信託証券に対する実効性の確保について準用する。

平成19年11月1日改正付則

(上場廃止に係る猶予期間の取扱い)

第7条 (略)

2 施行日の前日において廃止基準第2条第1項第2号bに係る猶予期間内にある銘柄のうち、当該猶予期間に入った日の前日において、その株主数が400人未満である銘柄については、当該猶予期間に入った日に改正後の第601条第1項第1号に係る猶予期間に入ったものとみ

又はこれらの訂正届出書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。以下この章において同じ。)を行っていないこと。

(b) (略)

f・g (略)

(3) (略)

2～6 (略)

(実効性の確保)

第1111条 第502条から第504条まで、第506条、第507条及び第509条の規定は、上場ETFに対する実効性の確保について準用する。

(準用規定)

第1118条 第429条、第608条及び第612条の規定は、ETFについて準用する。

(実効性の確保)

第1217条 第502条から第504条まで、第506条、第507条及び第509条の規定は、上場不動産投資信託証券に対する実効性の確保について準用する。

平成19年11月1日改正付則

(上場廃止に係る猶予期間の取扱い)

第7条 (略)

2 施行日の前日において廃止基準第2条第1項第2号bに係る猶予期間内にある銘柄のうち、当該猶予期間に入った日の前日において、その株主数が400人未満である銘柄については、当該猶予期間に入った日に改正後の第601条第1号に係る猶予期間に入ったものとみなす。

なす。

- 3 改正後の第601条第1項第1号及び第2号（改正後の第602条第1項第1号による場合を含む。）並びに改正後の第603条第1項第1号及び第2号（改正後の第604条第1項第1号による場合を含む。）の規定は、施行日以後に到来する事業年度の末日の株主数及び流通株式の審査から適用する。
 - 4 改正後の第602条第1項第1号及び第604条第1項第2号による改正後の第601条第1項第3号aの規定は、平成20年12月末日の売買高の審査から適用し、改正後の第602条第1項第1号及び第604条第1項第2号による改正後の第601条第1項第3号bの規定は、平成20年2月末日の売買高の審査から適用する。
 - 5 改正後の第603条第1項第4号（改正後の第604条第1項第1号又は第2項第4号による場合を含む。）の規定は、施行日以後に到来する事業年度の末日の売上高の審査から適用し、施行日の前日までに到来した上場会社の事業年度の末日において最近1年間（当該末日から起算して1年間さかのぼった期間をいう。）における売上高が1億円に満たない場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第601条第1号及び第2号（改正後の第602条第1項第1号による場合を含む。）並びに改正後の第603条第1号及び第2号（改正後の第604条第1項第1号による場合を含む。）の規定は、施行日以後に到来する事業年度の末日の株主数及び流通株式の審査から適用する。
 - 4 改正後の第602条第1項第1号及び第604条第1項第2号による改正後の第601条第3号aの規定は、平成20年12月末日の売買高の審査から適用し、改正後の第602条第1項第1号及び第604条第1項第2号による改正後の第601条第3号bの規定は、平成20年2月末日の売買高の審査から適用する。
 - 5 改正後の第603条第4号（改正後の第604条第1項第1号又は第2項第4号による場合を含む。）の規定は、施行日以後に到来する事業年度の末日の売上高の審査から適用し、施行日の前日までに到来した上場会社の事業年度の末日において最近1年間（当該末日から起算して1年間さかのぼった期間をいう。）における売上高が1億円に満たない場合については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年7月7日から施行する。
- 2 改正後の第411条の規定は、平成21年1月1日以後終了する事業年度の経過後に行う開示から適用する。
- 3 改正後の第509条第1項（第826条第4項、第941条第3項、第1111条及び第1217条において準用する場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日より前に行われた行為によって同項に該当する場合には適用しな

い。

4 この改正規定施行の際、現に上場している優先株（改正前の第2条第89号に規定する優先株をいう。）は、改正後の第2条第81号の2に規定する非参加型優先株とみなして改正後の規定を適用する。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>内国法人の発行する株券</u>について、新たな取得対価により売買を行う期日として取引所の定める期日、外国株預託証券について、新たな表示株式数(1預託証券に権利が表示される株式の数をいう。)により売買を行う期日として取引所の定める期日、転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。)について、新たな行使条件により売買を行う期日として取引所の定める期日及び交換社債券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)について、新たな交換条件により売買を行う期日として取引所の定める期日</p>	<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>優先株又は子会社連動配当株(発行者がその連結子会社の業績、配当等に応じて株主に剰余金配当を支払うことを内容とする種類株をいう。)</u>について、新たな取得対価により売買を行う期日として取引所の定める期日、外国株預託証券について、新たな表示株式数(1預託証券に権利が表示される株式の数をいう。)により売買を行う期日として取引所の定める期日、転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。)について、新たな行使条件により売買を行う期日として取引所の定める期日及び交換社債券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)について、新たな交換条件により売買を行う期日として取引</p>

<p>(3) ~ (8) (略) 3 ~ 5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 2 0 年 7 月 7 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">所の定める期日</p> <p>(3) ~ (8) (略) 3 ~ 5 (略)</p>
--	---

指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引の対象)</p> <p>第3条 指数先物取引の対象は、次の各号に掲げる指数とする。</p> <p>(1) 東証株価指数(当取引所の上場株券(内国法人の発行する株券(新株予約権証券、無議決権株式(有価証券上場規程第2条第87号に規定する無議決権株式をいう。)、議決権の少ない株式(同第205条第9号の3bに掲げるものをいう。))及び優先株等(同第2条第90号に規定する優先株等をいう。))を除く。)に限る。以下同じ。)のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、当取引所が算出するものをいう。以下同じ。)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年7月7日から施行する。</p>	<p>(取引の対象)</p> <p>第3条 指数先物取引の対象は、次の各号に掲げる指数とする。</p> <p>(1) 東証株価指数(当取引所の上場株券(内国法人の発行する株券(新株予約権証券及び優先株等を除く。))に限る。以下同じ。)のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、当取引所が算出するものをいう。以下同じ。)</p> <p>(2)～(7) (略)</p>

指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引の対象)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指数オプション取引における対象指数は、次の各号に掲げる指数とする。</p> <p>(1) 東証株価指数(当取引所の上場株券(内国法人の発行する株券(新株予約権証券、無議決権株式(有価証券上場規程第2条第87号に規定する無議決権株式をいう。)、議決権の少ない株式(同第205条第9号の3bに掲げるものをいう。))及び優先株等(同第2条第90号に規定する優先株等をいう。))を除く。)に限る。以下同じ。)のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、当取引所が算出するものをいう。以下同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年7月7日から施行する。</p>	<p>(取引の対象)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指数オプション取引における対象指数は、次の各号に掲げる指数とする。</p> <p>(1) 東証株価指数(当取引所の上場株券(内国法人の発行する株券(新株予約権証券及び優先株等を除く。))に限る。以下同じ。)のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、当取引所が算出するものをいう。以下同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取得対価の変更期日等)</p> <p>第19条 規程第26条に規定する取得対価の変更期日、表示株式数の変更期日、行使条件の変更期日及び交換条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 当日決済取引</p> <p>上場会社の定める取得対価の変更が行われる日の前日、外国株預託証券に係る預託機関の定める表示株式数の変更が行われる日(当該預託機関により、外国株預託証券と当該外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券との交換が停止又は制限される期間が設けられる場合にあつては、当該期間の開始日)の前日(当該日以外の日を別に定める必要があると当取引所が認めるときは、当取引所がその都度指定する日)、転換社債型新株予約権付社債券等の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日及び交換社債券の発行者の定める交換条件の変更が行われる日の前日(以下「旧条件最終適用日」という。)の翌日</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(取得対価の変更期日等)</p> <p>第19条 規程第26条に規定する取得対価の変更期日、表示株式数の変更期日、行使条件の変更期日及び交換条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 当日決済取引</p> <p>優先株等の発行者の定める取得対価の変更が行われる日の前日、外国株預託証券に係る預託機関の定める表示株式数の変更が行われる日(当該預託機関により、外国株預託証券と当該外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券との交換が停止又は制限される期間が設けられる場合にあつては、当該期間の開始日)の前日(当該日以外の日を別に定める必要があると当取引所が認めるときは、当取引所がその都度指定する日)、転換社債型新株予約権付社債券等の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日及び交換社債券の発行者の定める交換条件の変更が行われる日の前日(以下「旧条件最終適用日」という。)の翌日</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(復活のための売買)</p> <p>第27条の2 (略)</p> <p>2 前項の申請について、当取引所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。</p> <p>(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から規程第29条第5号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあつては、規</p>	<p>(復活のための売買)</p> <p>第27条の2 (略)</p> <p>2 前項の申請について、当取引所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。</p> <p>(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から規程第29条第5号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあつては、規</p>

程第 77 条の 2 の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までの間に、次のいずれかの売買(以下「連鎖取引」という。)を行っていること。

a・b (略)

c 有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買の決済のための売買

(2)・(3) (略)

3 (略)

付 則

この改正規定は、平成 20 年 7 月 7 日から施行する。

程第 77 条の 2 の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までの間に、次のいずれかの売買(以下「連鎖取引」という。)を行っていること。

a・b (略)

c 有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象株券の売買の決済のための売買

(2)・(3) (略)

3 (略)

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(空売りの区分)</p> <p>第8条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条各号に規定する取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、<u>株券(当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。)</u>のうち新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前その他当取引所が適当と認める場合については、この限りでない。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(空売りの区分)</p> <p>第8条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条各号に規定する取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、<u>次の各号に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄</u>(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前その他当取引所が適当と認める場合については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>当取引所又は他の金融商品取引所等(国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場をいう。以下同じ。)</u>において上場又は継続的に取引されている株券(優先株等、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。)<u>の発行者以外の者が発行する株券(優先株等、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。)</u></p> <p>(2) <u>優先株等、投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券(他の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。)</u></p> <p>(3) <u>受益証券発行信託の受益証券又は外国受益証券発行信託の受益証券(他の金融</u></p>

商品取引所等において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。)

付 則

この改正規定は、平成20年7月7日から施行する。

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) <u>株券(当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。)</u>のうち新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前における当該直接上場銘柄</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) <u>次のaからcまでのいずれかに掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)</u>の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前における当該直接上場銘柄</p> <p>a <u>当取引所又は他の金融商品取引所等(国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場をいう。以下同じ。)</u>において上場又は継続的に取引されている株券(優先株等、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(優先株等、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。)</p> <p>b <u>優先株等、投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券(他の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。)</u></p> <p>c <u>受益証券発行信託の受益証券又は外国受益証券発行信託の受益証券(他の金融商品取引所等において上場又は継続</u></p>

(2) ・ (3) (略)
3 ・ 4 (略)

付 則

この改正規定は、平成 2 0 年 7 月 7 日から施行する。

別表 基準値段算出に関する表

1 ~ 4 (略)

(注 1) ・ (注 2) (略)

(注 3) 配当金額は次のとおりとする。

(1) 当期の配当金額が確定していない場合

前期配当金額とする。ただし、配当金額につき変更等が予想される場合には、当該銘柄の発行者への照会により確認（配当金額が累積されている場合は当該銘柄の発行者からの通知により確認）された当期の配当金額によるものとする。

(2) (略)

(注 4) ~ (注 6) (略)

的に取引されている銘柄を除く。）

(2) ・ (3) (略)
3 ・ 4 (略)

別表 基準値段算出に関する表

1 ~ 4 (略)

(注 1) ・ (注 2) (略)

(注 3) 配当金額は次のとおりとする。

(1) 当期の配当金額が確定していない場合

前期配当金額とする。ただし、配当金額につき変更等が予想される場合には、当該銘柄の発行者への照会により確認（優先株等について配当金額が累積されている場合は当該銘柄の発行者からの通知により確認）された当期の配当金額によるものとする。

(2) (略)

(注 4) ~ (注 6) (略)

取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(裁定取引に関する行為)</p> <p>第5条 第3条第2号に規定する裁定取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。</p> <p>(1) 東証株価指数(当取引所の上場株券(内国法人の発行する株券(新株予約権証券、無議決権株式(有価証券上場規程第2条第87号に規定する無議決権株式をいう。))、議決権の少ない株式(同第205条第9号の3bに掲げるものをいう。))及び優先株等(同第2条第90号に規定する優先株等をいう。))を除く。)に限る。)のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、当取引所が算出するものをいう。以下同じ。)が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて下回った場合において、当該変動幅を超えて下回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまで(午後立会(半休日においては、午前立会。以下同じ。))終了時まで)に当該変動幅以内とならなかった場合には、午後立会終了時まで)の間に、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは証券業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る売付け(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年7月7日から施行</p>	<p>(裁定取引に関する行為)</p> <p>第5条 第3条第2号に規定する裁定取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。</p> <p>(1) 東証株価指数(当取引所の上場株券(内国法人の発行する株券(新株予約権証券、優先株及び子会社連動配当株(発行者がその連結子会社の業績、配当等に応じて株主に剰余金配当を支払うことを内容とする種類株をいう。))を除く。)に限る。)のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、当取引所が算出するものをいう。以下同じ。)が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて下回った場合において、当該変動幅を超えて下回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまで(午後立会(半休日においては、午前立会。以下同じ。))終了時まで)に当該変動幅以内とならなかった場合には、午後立会終了時まで)の間に、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは証券業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る売付け(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2~4 (略)</p>

する。

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 現物非清算参加者が前項に規定する取引以外の株券等の売買に係る有価証券の引渡し繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目(新株予約権証券については2日目)の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定現物清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日)までに行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>内国法人の発行する株券について</u> 発行者の定める取得対価の変更(取得請求期間の中断を含む。)が行われる日の前日、外国株預託証券に係る預託機関の定める表示株式数の変更が行われる日(当該預託機関により、外国株預託証券と当該外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券との交換が停止又は制限される期間が設けられる場合にあっては、当該期間の開始日)の前日(当該日以外の日を別に定める必要があると当取引所が認めるときは、当取引所がその都度指定する日)、転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定め</p>	<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 現物非清算参加者が前項に規定する取引以外の株券等の売買に係る有価証券の引渡し繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目(新株予約権証券については2日目)の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定現物清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日)までに行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>優先株等(業務規程第9条第3項第2号に規定する優先株等をいう。)</u>の発行者の定める取得対価の変更(取得請求期間の中断を含む。)が行われる日の前日、外国株預託証券に係る預託機関の定める表示株式数の変更が行われる日(当該預託機関により、外国株預託証券と当該外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券との交換が停止又は制限される期間が設けられる場合にあっては、当該期間の開始日)の前日(当該日以外の日を別に定める必要があると当取引所が認めるときは、当取引所がその都度指定する日)、転換社債</p>

る行使条件の変更（行使期間の中断を含む。）が行われる日の前日及び交換社債券の発行者の定める交換条件の変更（交換請求期間の中断を含む。）が行われる日の前日

（３）～（７）（略）

３・４（略）

付 則

この改正規定は、平成２０年７月７日から施行する。

型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更（行使期間の中断を含む。）が行われる日の前日及び交換社債券の発行者の定める交換条件の変更（交換請求期間の中断を含む。）が行われる日の前日

（３）～（７）（略）

３・４（略）

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券等に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券等(優先株等を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 株主数(当該銘柄を1単位以上所有する者の数(重複上場の外国株券等にあつては、<u>有価証券上場規程施行規則第214条第1項第1号に規定する本邦内における株主数</u>)をいう。以下同じ。)が、1,100人以上の銘柄であるとき。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) 有価証券上場規程第601条第1項第7号後段に定める期間内にある銘柄、有価証券上場規程施行規則第601条第1項第1号又は第8項第5号に定める猶予期間内にある銘柄並びに同第601条第3項第1号及び第603条第5項第1号において準用する第311条第4項第1号cに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>(株券等に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券等(優先株等を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 株主数(<u>内国株券等及び外国株券等(重複上場の場合を除く。)</u>の場合には1単位以上の株券等(優先株券等を除く。)を所有する者の数をいい、優先株等の場合には1単位以上の優先株等を所有する者の数をいい、外国株券等(重複上場の場合に限る。))の場合には本邦内における株主数(有価証券上場規程施行規則第214条第1項第1号に規定する本邦内における株主数をいう。)をいう。以下同じ。)が、1,100人以上の銘柄であるとき。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) 有価証券上場規程第601条第7号後段に定める期間内にある銘柄、有価証券上場規程施行規則第601条第1項第1号又は第8項第5号に定める猶予期間内にある銘柄並びに同第601条第3項第1号及び第603条第5項第1号において準用する第311条第4項第1号cに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>
<p>(株券等に係る貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券等が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されてい</p>	<p>(株券等に係る貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券等が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されてい</p>

るものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) ~ (7) (略)

(8) 有価証券上場規程第601条第1項第7号後段に定める期間内にある銘柄、有価証券上場規程施行規則第601条第1項第1号又は第8項第5号に定める猶予期間内にある銘柄並びに有価証券上場規程施行規則第601条第3項第1号及び第603条第5項第1号において準用する同第311条第4項第1号cに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。

(9) ~ (11) (略)

2 ~ 9 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 (略)

2 ~ 3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、上場受益権口数又は上場投資口口数が10万口以上であり、かつ、上場時の時価総額が500億円以上である不動産投資信託証券に対する上場後最初の選定審査(第8項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、第1項第2号及び第6号から第11号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

5 ~ 7 (略)

8 第1項の規定にかかわらず、他市場上場不動産投資信託証券に対する上場後最初の選定審査においては、第2条の2第7項第3号並びに本条第1項第1号、第2号及び第6号から第11号までの各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

9 (略)

るものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) ~ (7) (略)

(8) 有価証券上場規程第601条第7号後段に定める期間内にある銘柄、有価証券上場規程施行規則第601条第1項第1号又は第8項第5号に定める猶予期間内にある銘柄並びに有価証券上場規程施行規則第601条第3項第1号及び第603条第5項第1号において準用する同第311条第4項第1号cに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。

(9) ~ (11) (略)

2 ~ 9 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 (略)

2 ~ 3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、上場受益権口数又は上場投資口口数が10万口以上であり、かつ、上場時の時価総額が500億円以上である不動産投資信託証券に対する上場後最初の選定審査(第8項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、第1項第2号b及び第6号から第11号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

5 ~ 7 (略)

8 第1項の規定にかかわらず、他市場上場不動産投資信託証券に対する上場後最初の選定審査においては、第2条の2第7項第3号並びに本条第1項第1号、第2号b及び第6号から第11号までの各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

9 (略)

(貸借銘柄である株券等の選定取消基準)
第6条 貸借銘柄である株券等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。
(1) 流通株式の数が1万単位に満たない銘柄であるとき。ただし、外国株券等(重複上場の場合に限る。)の場合は、上場株券等の数が2万単位に満たない銘柄であるとき。
(2)~(5) (略)
2 (略)

(内国株券等に係る選定取消基準の特例)
第7条 第5条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、内国株券等又は優先株等の制度信用銘柄又は貸借銘柄が第5条第1項第1号若しくは第2号又は第6条第1項第1号若しくは第2号に該当するときは、原則として該当した事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日(事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この条において「猶予期間」という。)を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは行わない。
2 (略)

付 則

この改正規定は、平成20年7月7日から施行する。

(貸借銘柄である株券等の選定取消基準)
第6条 貸借銘柄である株券等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。
(1) 流通株式の数が1万単位に満たない銘柄であるとき。ただし、外国株券等(重複上場の場合に限る。)の場合は、上場株券等の数が1万単位に満たない銘柄であるとき。
(2)~(5) (略)
2 (略)

(内国株券等に係る選定取消基準の特例)
第7条 第5条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、内国株券等又は優先株等の制度信用銘柄又は貸借銘柄が第5条第1項第2号又は第6条第1項第2号に該当するときは、原則として該当した事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日(事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この条において「猶予期間」という。)を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは行わない。
2 (略)

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この施行規則において「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株信託受益証券」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「<u>議決権付株式</u>」、「基準日等」、「協同組織金融機関」、「金融商品取引業者」、「交換社債券」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「子会社連動配当株」、「債券」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「指定保管振替機関」、「<u>支配株主</u>」、「四半期財務諸表等」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場外国株券等」、「上場外国株信託受益証券」、「上場外国株預託証券等」、「上場会社」、「上場株券等」、「<u>上場議決権付株式</u>」、「上場交換社債券」、「上場債券」、「上場市場変更申請者」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場内国株券等」、「<u>上場無議決権株式</u>」、「上場有価証券」、「上場優先株等」、「上場優先出資証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「立会外分売」、「単元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この施行規則において「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株信託受益証券」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「基準日等」、「協同組織金融機関」、「金融商品取引業者」、「交換社債券」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「子会社連動配当株」、「債券」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「指定保管振替機関」、「四半期財務諸表等」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場外国株券等」、「上場外国株信託受益証券」、「上場外国株預託証券等」、「上場会社」、「上場株券等」、「上場交換社債券」、「上場債券」、「上場市場変更申請者」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場内国株券等」、「上場有価証券」、「上場優先株等」、「上場優先出資証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「立会外分売」、「単元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「特定事業会社」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株</p>

新株予約権付社債券」、「特定事業会社」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株券」、「内国株券等」、「買収防衛策」、「発行者」、「非参加型優先株」、「法」、「募集株式」、「保振法」、「本国」、「本国等」、「無議決権株式」、「有価証券」、「有価証券報告書等」、「優先株等」、「優先出資」、「優先出資証券」、「優先出資法」、「預託機関等」、「預託契約等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定する1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等実質株主、外国株信託受益証券、外国株預託証券、外国株預託証券等、外国金融商品取引所等、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、関係会社、監査証明、監査証明に相当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、議決権付株式、基準日等、協同組織金融機関、金融商品取引業者、交換社債券、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、子会社連動配当株、債券、財務諸表等、財務書類、自己株式、指定保管振替機関、支配株主、四半期財務諸表等、上場外国会社、上場外国株券、上場外国株券等、上場外国株信託受益証券、上場外国株預託証券等、上場会社、上場株券等、上場議決権付株式、上場交換社債券、上場債券、上場市場変更申請者、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場内国株券等、上場無議決権株式、上場有価証券、上場優先株等、上場優先出資証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人的分割、数量制限付分売、施行令、立会外分売、単元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、特定事業会社、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内国株券等、買収防衛策、発行者、法、募集株式、保振法、本国、本国等、有価証券、有価証券報告書等、優先株等、優先出資、優先出資証券、優先出資法、預託機関等、預託契約等及び流通株式をいう。

券」、「内国株券等」、「買収防衛策」、「発行者」、「法」、「募集株式」、「保振法」、「本国」、「本国等」、「有価証券」、「有価証券報告書等」、「優先株等」、「優先出資」、「優先出資証券」、「優先出資法」、「預託機関等」、「預託契約等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定する1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、外国株券等実質株主、外国株信託受益証券、外国株預託証券、外国株預託証券等、外国金融商品取引所等、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、関係会社、監査証明、監査証明に相当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、基準日等、協同組織金融機関、金融商品取引業者、交換社債券、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、子会社連動配当株、債券、財務諸表等、財務書類、自己株式、指定保管振替機関、四半期財務諸表等、上場外国会社、上場外国株券、上場外国株券等、上場外国株信託受益証券、上場外国株預託証券等、上場会社、上場株券等、上場交換社債券、上場債券、上場市場変更申請者、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場内国株券等、上場有価証券、上場優先株等、上場優先出資証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人的分割、数量制限付分売、施行令、立会外分売、単元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、特定事業会社、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内国株券等、買収防衛策、発行者、法、募集株式、保振法、本国、本国等、有価証券、有価証券報告書等、優先株等、優先出資、優先出資証券、優先出資法、預託機関等、預託契約等及び流通株式をいう。

発行者、非参加型優先株、法、募集株式、保振法、本国、本国等、無議決権株式、有価証券、有価証券報告書等、優先株等、優先出資、優先出資証券、優先出資法、預託機関等、預託契約等及び流通株式をいう。

2 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(15) (略)

(15)の2 主要株主 規程第402条第2号bに規定する主要株主をいう。

(16)～(35) (略)

3 (略)

(支配株主の定義)

第3条の2 規程第2条第42号の2に規定する施行規則で定める者とは、自己の計算において所有している議決権と次の各号に掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めている主要株主(親会社を除く。)をいう。

(1) 当該主要株主の近親者(二親等内の親族をいう。以下同じ。)

(2) 当該主要株主及び前号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等(会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)
及び当該会社等の子会社

(流通株式の定義)

第8条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、同項に規定する第1項第3号に掲げる者が所有する有価証券から前項各号に掲げる有価証券を控除した場合において、当該控除後の有価証券の数が当該有価証券

2 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(15) (略)

(新設)

(16)～(35) (略)

3 (略)

(新設)

(流通株式の定義)

第8条 (略)

2 (略)

(新設)

の数の10%未満となったときにおける当該控除後の有価証券についても、流通株式に含まれるものとする。

(新規上場申請の取扱い)

第201条 規程第201条第1項の新規上場申請に係る株券等の取扱いについては、次の各号に掲げる株券等の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 内国株券等

- a 新規上場申請に係る内国株券等は、原則として、当該新規上場申請に係る内国株券等の数その発行済株式数と同一であることを要する。
- b 新規上場申請に係る内国株券等の発行済のものうち、一部に上場に適さない内国株券等があると当取引所が認めた場合には、上場に適さない内国株券等を除く発行済の内国株券等について上場を認めることができるものとする。ただし、当該上場に適さない内国株券等を除く発行済の内国株券等の数が新規上場申請に係る株券等の発行済株式数の50%以上であることを要する。

(2) 外国株券

新規上場申請に係る外国株券は、原則として、当該外国株券の数その払込済株式と同数であることを要する。ただし、当該外国株券の払込済株式のうち、一部に上場に適さない外国株券があると当取引所が認めた場合には、上場に適さない外国株券を除く払込済株式について上場を認めることができるものとする。

(3) 外国株預託証券等

(新規上場申請の取扱い)

第201条 規程第201条第1項の新規上場申請に係る株券等の取扱いについては、次の各号に掲げる株券等の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 新規上場申請に係る株券等が内国株券等である場合

- a 新規上場申請に係る内国株券等は、原則として、単一銘柄であって、かつ、当該新規上場申請に係る内国株券等の数その発行済株式数と同一であることを要する。
- b 新規上場申請に係る内国株券等の発行済のものうち、一部に上場に適さない内国株券等があると当取引所が認めた場合には、上場に適さない内国株券等を除く発行済の内国株券等について上場を認めることができるものとする。ただし、当該上場に適さない内国株券等を除く発行済の内国株券等の数が新規上場申請に係る株券等の発行済総数の50%以上であることを要するものとする。

(2) 新規上場申請に係る株券等が外国株券である場合

新規上場申請に係る外国株券は、原則として、払込済普通株式と同数であることを要する。ただし、新規上場申請者の払込済普通株式のうち、一部に上場に適さない外国株券があると当取引所が認めた場合には、上場に適さない外国株券を除く払込済普通株式について上場を認めることができるものとする。

(3) 新規上場申請に係る株券等が外国株預

新規上場申請に係る外国株預託証券等の数が、原則として、払込済株式に係る権利を表示する外国株預託証券等のうち上場申請に係る外国株預託証券等と権利関係が同一である外国株預託証券等の発行数と同数であることを要する。

2・3 (略)

(有価証券新規上場申請書の記載事項)

第203条 規程第204条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項とする。

(1)～(9) (略)

(10) 次のa又はbに該当する場合は、新規上場申請に係る内国株券又は外国株券等のほか、原則として、当該a又はbに定める株券等の数について一括して新規上場申請を行う旨

a (略)

b 新規上場申請に係る株券等が外国株預託証券等である場合

新規上場申請者の払込済株式(新規上場申請に係る外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券と権利関係が同一であるものに限る。)のうち、当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等が発行されていないものについて当該外国株預託証券等が発行された場合の外国株預託証券等の数

2・3 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第204条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第204条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

託証券等である場合

新規上場申請に係る外国株預託証券等の数が、原則として、払込済普通株式に係る権利を表示する外国株預託証券等のうち上場申請に係る外国株預託証券等と権利関係が同一である外国株預託証券等の発行数と同数であることを要する。

2・3 (略)

(有価証券新規上場申請書の記載事項)

第203条 規程第204条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項とする。

(1)～(9) (略)

(10) 次のa又はbに該当する場合は、新規上場申請に係る内国株券又は外国株券等のほか、原則として、当該a又はbに定める株券等の数について一括して新規上場申請を行う旨

a (略)

b 新規上場申請に係る株券等が外国株預託証券等である場合

新規上場申請者の払込済普通株式(新規上場申請に係る外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券と権利関係が同一であるものに限る。)のうち、当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等が発行されていないものについて当該外国株預託証券等が発行された場合の外国株預託証券等の数

2・3 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第204条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第204条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) ~ (31) (略)

(32) 新規上場申請に係る株券等が剰余金配当に関して優先的内容を有する種類の株式である場合には、当取引所所定の「利益計画等に関する概要書」

(33) 支配株主を有していない新規上場申請者(無議決権株式又は規程第205条第9号の3bに掲げる議決権付株式の新規上場申請者に限る。)にあつては、新規上場申請に係る株券等の上場後において支配株主を有することとなった場合には、支配株主との取引等を行う際に少数株主の保護の方策をとる旨を確約した書面

2・3 (略)

(テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類)

第205条 規程第204条第3項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 規程第208条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 内国会社

(a) 前条第1項第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号の2、第11号、第24号から第26号まで、第32号及び第33号に掲げる書類

(b) ~ (e) (略)

(f) 規程第208条第1号又は第3号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同条第1号に定める存続会社の親会社又は同条第3号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同条第1号又は同条第3号に規定する上場会社が規程第601条第1項第9号bに規定する実質

(1) ~ (31) (略)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

(テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類)

第205条 規程第204条第3項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 規程第208条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 内国会社

(a) 前条第1項第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号の2、第11号及び第24号から第26号までに掲げる書類

(b) ~ (e) (略)

(f) 規程第208条第1号又は第3号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同条第1号に定める存続会社の親会社又は同条第3号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同条第1号又は同条第3号に規定する上場会社が規程第601条第9号bに規定する実質的な存

的な存続会社でないと見込まれる場合には、同号bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同号bに規定する当取引所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同号bに規定する当取引所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）

b（略）

（2）（略）

（上場承認時の提出書類）

第211条（略）

2～5（略）

6 規程第204条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。

（1）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報（支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含む。）

（2）～（5）（略）

（内国会社の形式要件の取扱い）

第212条（略）

2（略）

3 規程第205条第3号に規定する時価総額とは、前項各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い当該各号に定める価格に上場の時において見込まれる上場株券等の数を乗じて得た額（複数の種類の株券等の新規上場申請が同時に行われた場合は、当該株券等の種類ごとに算定した額を合算する。）に、当該新規上場申請者が発

続会社でないと見込まれる場合には、同号bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同号bに規定する当取引所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同号bに規定する当取引所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）

b（略）

（2）（略）

（上場承認時の提出書類）

第211条（略）

2～5（略）

6 規程第204条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。

（1）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報

（2）～（5）（略）

（内国会社の形式要件の取扱い）

第212条（略）

2（略）

3 規程第205条第3号に規定する上場時価総額とは、前項各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い当該各号に定める価格に、上場の時において見込まれる上場株券等の数を乗じて得た額をいう。

行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。

4・5 （略）

6 規程第205条第6号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

（1）～（3） （略）

（4） 規程第205条第6号に規定する時価総額とは、同条第3号に規定する時価総額をいう。

（5）～（15） （略）

7～12 （略）

（新規上場時の市場第一部銘柄への指定の取扱い）

第217条 （略）

2 第212条第2項及び第3項の規定は、規程第210条第1項第3号の場合について準用する。この場合において、第212条第2項第1号a及び第2号中「公募又は売出しの見込み価格」とあるのは「公募又は売出しの価格」と、「上場を承認する日の前々日」とあるのは「公募又は売出しの価格を決定した日」と読み替える。

（有価証券新規上場申請書の添付書類）

第219条 新規上場申請者が内国会社である場

4・5 （略）

6 規程第205条第6号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

（1）～（3） （略）

（4） 規程第205条第6号に規定する時価総額とは、同条第3号に規定する上場時価総額に、当該新規上場申請者が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。

（5）～（15） （略）

7～12 （略）

（新規上場時の市場第一部銘柄への指定の取扱い）

第217条 （略）

2 第212条第2項及び第3項の規定は、規程第210条第1項第3号の場合について準用する。この場合において、第212条第2項中「公募又は売出しの見込み価格」とあるのは「公募又は売出しの価格」と読み替える。

（有価証券新規上場申請書の添付書類）

第219条 新規上場申請者が内国会社である場

合の規程第211条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 第204条第1項第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号、第9号の2、第11号から第13号まで、第16号、第22号から第26号まで、第28号から第33号までに掲げる書類

(2)～(8) (略)

2 (略)

(テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類)

第220条 規程第211条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書類をいう。

(1) 規程第215条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 内国会社

(a) 第204条第1項第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号の2、第11号、第24号から第26号まで、第32号及び第33号に掲げる書類

(b)～(e) (略)

(f) 規程第215条第1号又は第3号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同条第1号に定める存続会社の親会社又は同条第3号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同条第1号又は同条第3号に規定する上場会社が規程第603条第1項第6号の規定による規程第601条第1項第9号bに規定する実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、規程第603条第1項第6号の規定による規程第601条第1項第9号bに規定する期間における企業の継続性及

合の規程第211条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 第204条第1項第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号、第9号の2、第11号から第13号まで、第16号、第22号から第26号まで及び第28号から第31号までに掲げる書類

(2)～(8) (略)

2 (略)

(テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類)

第220条 規程第211条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書類をいう。

(1) 規程第215条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 内国会社

(a) 第204条第1項第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号の2、第11号及び第24号から第26号までに掲げる書類

(b)～(e) (略)

(f) 規程第215条第1号又は第3号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同条第1号に定める存続会社の親会社又は同条第3号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同条第1号又は同条第3号に規定する上場会社が規程第603条第6号の規定による規程第601条第9号bに規定する実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、規程第603条第6号の規定による規程第601条第9号bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並

び収益性に関する見込み並びに当該期間内に規程第603条第1項第6号の規定による規程第601条第1項第9号bに規定する当取引所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、規程第603条第1項第6号の規定による規程第601条第1項第9号bに規定する当取引所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）

b（略）

(2)（略）

（上場承認時の提出書類）

第226条（略）

2～5（略）

6 規程第211条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報（支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含む。）

(2)～(5)（略）

（内国会社の形式要件の取扱い）

第227条（略）

2・3（略）

4 規程第212条第4号に規定する時価総額とは、新規上場に係る公募の見込み価格に、上場時において見込まれる上場株券等の数を乗じて得た額（新規上場申請者が規程第212条第3号ただし書に定める場合に該当する場合にあっては、新規上場申請に係る株券等の売出しを行

びに当該期間内に規程第603条第6号の規定による規程第601条第9号bに規定する当取引所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、規程第603条第6号の規定による規程第601条第9号bに規定する当取引所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）

b（略）

(2)（略）

（上場承認時の提出書類）

第226条（略）

2～5（略）

6 規程第211条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報

(2)～(5)（略）

（内国会社の形式要件の取扱い）

第227条（略）

2・3（略）

4 規程第212条第4号に規定する上場時価総額とは、新規上場に係る公募の見込み価格に、上場時において見込まれる上場株券等の数を乗じて得た額をいう。ただし、新規上場申請者が規程第212条第3号ただし書に定める場合に該当する場合には、新規上場申請に係る

うときは当該売出しの価格に、新規上場申請に係る株券等の売出しを行わないときは当取引所が合理的と認める算定式により計算された当該新規上場申請に係る株券等の評価額に、それぞれ上場時において見込まれる上場株券等の数を乗じて得た額) (複数の種類の株券等の新規上場申請が同時に行われた場合は、当該株券等の種類ごとに算定した額を合算する。)に、当該新規上場申請者が発行するその他のすべての株式(国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。)に係る時価総額(当取引所が定めるところにより算定する。)を加えた額をいうものとする。

5・6 (略)

(新株券等の上場申請に係る有価証券上場申請書)

第301条 規程第301条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。

(1)～(4) (略)

(5) 規程第601条第1項第18号(規程第602条第1項第1号若しくは第2項第3号、規程第603条第1項第6号又は規程第604条第1項第2号若しくは第2項第1号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券等の上場を申請する場合には、当該株券等の内容に関する事項

(6) (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第302条の2 規程第301条第3項に規定する「新規上場申請に係る宣誓書」は、別記第1-6号様式によるものとする。

株券等の売出しを行うときは当該売出しの価格に、新規上場申請に係る株券等の売出しを行わないときは当取引所が合理的と認める算定式により計算された当該新規上場申請に係る株券等の評価額に、それぞれ上場時において見込まれる上場株券等の数を乗じて得た額をいうものとする。

5・6 (略)

(新株券等の上場申請に係る提出書類)

第301条 規程第301条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。

(1)～(4) (略)

(5) 規程第601条第18号(規程第602条第1項第1号若しくは第2項第3号、規程第603条第6号又は規程第604条第1項第2号若しくは第2項第1号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券等の上場を申請する場合には、当該株券等の内容に関する事項

(6) (略)

(新設)

2 規程第301条第3項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。 (新設)

(1) 「新規上場申請のための有価証券報告書」。この場合において、新規上場申請のための有価証券報告書は、開示府令に規定する有価証券届出書又は有価証券報告書の様式に準じて作成した当取引所が適当と認めるものとする。

(2) 新規上場申請を決議した取締役会の議事録の写し(会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含み、委員会設置会社にあつては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。)

(3) 新規上場申請に係る株券等が、剰余金配当に関して優先的内容を有する種類の株式である場合には、当取引所所定の「利益計画等に関する概要書」

(4) 支配株主を有していない上場会社にあつては、新規上場申請に係る株券等の上場後において支配株主を有することとなった場合には、当該支配株主との取引等を行う際に少数株主の保護の方策をとる旨を確約した書面

(5) 当取引所所定の「株券等の分布状況表」

(6) 当該株券の見本。この場合において、当該株券の見本には、当取引所所定の「証券見本目録」を添付するものとする。

(7) 前各号に掲げる書類のほか、当取引所が上場審査のため必要と認めて提出を求める書類

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第302条の3 規程第301条第6項に規定する施行規則で定める書類は、第302条の2第2項第1号に掲げる書類とする。 (新設)

(全部取得条項付種類株式と引換えに交付される株券等の上場基準)

第305条 規程第303条に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に定める基準をいう。

(1) 規程第601条第1項第18号(規程第603条第1項第6号による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引換えに交付される株式に係る内国株券等については、次のa及びbに適合すること。

a (略)

b 上場の時において、規程第601条第1項第17号に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合及び同項第19号に該当しないこととなる見込みがあること。

(2) 規程第602条第1項第1号若しくは第2項第3号又は規程第604条第1項第2号若しくは第2項第1号の規定により適用される規程第601条第1項第18号に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引換えに交付される株式に係る外国株券等については、次のa及びbに適合すること。

a (略)

b 上場の時において、規程第601条第1項第17号に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合及び同項第19号に該当しないこととなる見込みがあること。

(一部指定の形式要件の取扱い)

第310条 (略)

2・3 (略)

4 規程第308条第4号に規定する時価総額の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(全部取得条項付種類株式と引換えに交付される株券等の上場基準)

第305条 規程第303条に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に定める基準をいう。

(1) 規程第601条第18号(規程第603条第6号による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引換えに交付される株式に係る内国株券等については、次のa及びbに適合すること。

a (略)

b 上場の時において、規程第601条第17号に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあること。

(2) 規程第602条第1項第1号若しくは第2項第3号又は規程第604条第1項第2号若しくは第2項第1号の規定により適用される規程第601条第18号に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引換えに交付される株式に係る外国株券等については、次のa及びbに適合すること。

a (略)

b 上場の時において、規程第601条第17号に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあること。

(一部指定の形式要件の取扱い)

第310条 (略)

2・3 (略)

4 規程第308条第4号に規定する上場時価総額の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第308条第4号に規定する時価総額とは、当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の前々日以前1か月間における当該株券等の最低価格(当取引所の売買立会における当該株券等の日々の最終価格のうち最低の価格をいう。)に一部指定日において見込まれる上場株券等の数を乗じて得た額(複数の種類の株券等を上場している場合は、当該株券等の種類ごとに算定した額を合算する。)に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式(国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。)に係る時価総額(当取引所が定めるところにより算定する。)を加えた額をいう。

(2) 上場会社が外国会社である場合において、当取引所の売買立会における前号の株券等の最終価格を用いて規程第308条第4号に規定する時価総額を算定することが適当でないと当取引所が認めるときは、前号中「最終価格」とあるのは「基準値段」とする。

5 (略)

6 規程第308条第6号に規定する利益の額又は時価総額の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 第212条第6項第1号から第3号まで及び第7号から第14号までの規定は、規程第308条第6号に規定する利益の額又は時価総額について準用する。

(2) (略)

(3) 規程第308条第6号cに規定する時価総額とは、同条第4号に規定する時価総額をいう。

(1) 規程第308条第4号に規定する上場時価総額とは、当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の前々日以前1か月間における当該株券等の最低価格(当取引所の売買立会における当該株券等の日々の最終価格のうち最低の価格をいう。)に一部指定日において見込まれる上場株券等の数を乗じて得た額をいう。

(2) 上場会社が外国会社である場合において、当取引所の売買立会における前号の株券等の最終価格を用いて規程第308条第4号に規定する上場時価総額を算定することが適当でないと当取引所が認めるときは、前号中「最終価格」とあるのは「基準値段」とする。

5 (略)

6 規程第308条第6号に規定する利益の額又は時価総額の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 第212条第6項第1号から第3号まで及び第7号から第14号までの規定は、規程第308条第6号に規定する利益の額又は時価総額について準用する。

(2) (略)

(3) 規程第308条第6号cに規定する時価総額とは、同条第4号に規定する上場時価総額に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式(国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等にお

(4)・(5) (略)

7 (略)

(指定替えの要件及び時期)

第311条 (略)

2・3 (略)

4 規程第311条第1項第4号に規定する時価総額の取扱い及び市場第一部銘柄が同号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。

(1) 時価総額の取扱い

a 規程第311条第1項第4号に規定する時価総額が20億円未満である場合とは、次の(a)又は(b)に掲げる額が20億円未満である場合をいう。

(a) 月間平均時価総額(当取引所の売買立会における当該株券等の日々の最終価格に、その日の上場株券等の数(上場会社が株式分割又は株式無償割当て(上場株券等に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。))を行う場合には、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利確定日の3日前(休業日を除外する。))の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前(休業日を除外する。))の日)において、当該株式分割又は株式無償割当てにより増加する株式数を加算するものとする。以下この項において同じ。))を乗じて得た額の平均(以下「月間平均上場時価総額」という。)(複数の種類の株券等を上場している場合は、当該株券等の種類ごとに算定した額を合算する。))に、

いて上場若しくは継続的に取引されているものに限る。))に係る時価総額(当取引所が定めるところにより算定する。))を加えた額をいう。

(4)・(5) (略)

7 (略)

(指定替えの要件及び時期)

第311条 (略)

2・3 (略)

4 規程第311条第1項第4号に規定する上場時価総額の取扱い及び市場第一部銘柄が同号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。

(1) 上場時価総額の取扱い

a 規程第311条第1項第4号に規定する上場時価総額が20億円未満である場合とは、月間平均上場時価総額(当取引所の売買立会における当該株券等の日々の最終価格に、その日の上場株券等の数(上場会社が株式分割又は株式無償割当て(上場株券等に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。))を行う場合には、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利確定日の3日前(休業日を除外する。))の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前(休業日を除外する。))の日)において、当該株式分割又は株式無償割当てにより増加する株式数を加算するものとする。以下この項において同じ。))を乗じて得た額の平均をいう。以下この項において同じ。))又は月末上場時価総額(毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券等の最終価格(当該最終価格がないときは、直近の最終価格)に、当該末日における上場株券等の数を乗じて得た額

当該上場会社が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額の平均（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。以下この項において同じ。）

（b） 月末時価総額（毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券等の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株券等の数を乗じて得た額（以下「月末上場時価総額」という。）（複数の種類の株券等を上場している場合は、当該株券等の種類ごとに算定した額を合算する。）に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る月末の時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。以下この項において同じ。）

b 上場会社が外国会社である場合において、当取引所の売買立会における前 a の株券等の最終価格を用いて規程第 3 1 1 条第 1 項第 4 号に規定する時価総額を算定することが適当でないと当取引所が認めるときは、前 a 中「最終価格に」及び「最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に」とあるのは「基準値段に」とする。

c 規程第 3 1 1 条第 1 項第 4 号に規定する 9 か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事

をいう。以下この項において同じ。）が 20 億円未満である場合をいう。

b 上場会社が外国会社である場合において、当取引所の売買立会における前 a の株券等の最終価格を用いて規程第 3 1 1 条第 1 項第 4 号に規定する上場時価総額を算定することが適当でないと当取引所が認めるときは、前 a 中「最終価格に」及び「最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に」とあるのは「基準値段に」とする。

c 規程第 3 1 1 条第 1 項第 4 号に規定する 9 か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事

項を記載した書面を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあっては、3か月)以内に20億円以上とならないときとは、aに該当した月の末日の翌日から起算して9か月を経過する日(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月を経過する日までに当取引所に提出しない場合にあっては、3か月を経過する日)までの期間内において、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が20億円以上とならないときをいう。

d (略)

(2) 指定替えの時期

時価総額が規程第311条第1項第4号に該当した場合には、当該該当した月の末日の翌月から起算して2か月目の月の初日に指定替えを行う。

5 (略)

(重複上場の外国会社の指定替えの要件及び時期)

第312条 規程第311条第3項第1号に規定する流通の状況の取扱い及び市場第一部銘柄が同号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。

(1) 流通の状況の取扱い

規程第311条第3項第1号に規定する流通の状況が十分に良好であるかどうかの認定は、次のaからcまでに従い行うものとする。

a・b (略)

c 前bに従い外国金融商品取引所等における当該銘柄についての流通の状況が十分に良好であると認められない場合は、規程第311条第3項第1号に規定する流通の状況が十分に良好であると認められないもの

項を記載した書面を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあっては、3か月)以内に20億円以上とならないときとは、aに該当した月の末日の翌日から起算して9か月を経過する日(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月を経過する日までに当取引所に提出しない場合にあっては、3か月を経過する日)までの期間内において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が20億円以上とならないときをいう。

d (略)

(2) 指定替えの時期

上場時価総額が規程第311条第1項第4号に該当した場合には、当該該当した月の末日の翌月から起算して2か月目の月の初日に指定替えを行う。

5 (略)

(重複上場の外国会社の指定替えの要件及び時期)

第312条 規程第311条第2項第1号に規定する流通の状況の取扱い及び市場第一部銘柄が同号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。

(1) 流通の状況の取扱い

規程第311条第2項第1号に規定する流通の状況が十分に良好であるかどうかの認定は、次のaからcまでに従い行うものとする。

a・b (略)

c 前bに従い外国金融商品取引所等における当該銘柄についての流通の状況が十分に良好であると認められない場合は、規程第311条第2項第1号に規定する流通の状況が十分に良好であると認められないもの

とする。ただし、当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、指定替えを行うことが適当でないとき認められるときは、この限りでない。

(2) 指定替えの時期

外国株券等である市場第一部銘柄の流通の状況が規程第311条第3項第1号に該当した場合には、当該該当した月の末日の翌月から起算して2か月目の月の初日に指定替えを行う。

- 2 前条第4項第2号及び同条第5項第2号の規定は、外国株券等である市場第一部銘柄が規程第311条第3項第2号の規定に基づき同条第1項第4号又は第5号に該当した場合について、それぞれ準用する。

(吸収合併等の場合の上場市場の変更の取扱い)

第314条 (略)

2 (略)

- 3 規程第314条第1項及び第2項に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、規程第601条第1項第9号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査に準じて行うものとする。

(上場市場の変更の場合の一部指定の取扱い)

第315条 (略)

2 (略)

- 3 規程第315条第1項において適用する規程第308条第4号に規定する時価総額とは、前項各号に掲げる上場市場変更申請者の区分に従い当該各号に定める価格に上場市場変更の時に見込まれる上場株券等の数を乗じて得た額(複数の種類の株券等を上場している場合は、当該株券等の種類ごとに算定した額を合算する。)に、当該上場会社が発行するその他のす

とする。ただし、当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、指定替えを行うことが適当でないとき認められるときは、この限りでない。

(2) 指定替えの時期

外国株券等である市場第一部銘柄の流通の状況が規程第311条第2項第1号に該当した場合には、当該該当した月の末日の翌月から起算して2か月目の月の初日に指定替えを行う。

- 2 前条第4項第2号及び同条第5項第2号の規定は、外国株券等である市場第一部銘柄が規程第311条第2項第2号の規定に基づき同条第1項第4号又は第5号に該当した場合について、それぞれ準用する。

(吸収合併等の場合の上場市場の変更の取扱い)

第314条 (略)

2 (略)

- 3 規程第314条第1項及び第2項に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、規程第601条第9号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査に準じて行うものとする。

(上場市場の変更の場合の一部指定の取扱い)

第315条 (略)

2 (略)

- 3 規程第315条第1項において適用する規程第308条第4号に規定する上場時価総額とは、前項各号に掲げる上場市場変更申請者の区分に従い当該各号に定める価格に、上場市場変更の時に見込まれる上場株券等の数を乗じて得た額をいう。

すべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。

（支配株主等に関する事項の開示の取扱い）

第412条 規程第411条に規定する施行規則で定める支配株主等に関する事項とは、次の各号に定める事項をいう。

（1）～（4）（略）

（5）支配株主等との取引に関する事項（財務諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表規則第15条の4の2の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、次のaからcまでに掲げる者との取引に関する事項（上場外国会社にあつてはこれに相当する事項）をいう。）

a 親会社等

b 支配株主（親会社を除く。）及びその近親者

c 前bに掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

（6）第211条第6項第1号又は第226条第6項第1号に規定する指針（規程第419条第1項の規定により当該指針に変更があった場合には、当該変更後の指針を含む。）に定める方策の履行状況

（開示を要する決定事実に係る書類の提出）

第417条 上場会社は、規程第402条第1号に掲げる事項のうち次の各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあつては、代

（親会社等に関する事項の開示の取扱い）

第412条 規程第411条に規定する施行規則で定める親会社等に関する事項とは、次の各号に定める事項をいう。

（1）～（4）（略）

（5）親会社等との取引に関する事項（財務諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表規則第15条の4の2の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、親会社等との取引に関する事項（上場外国会社にあつてはこれに相当する事項）をいう。）

（新設）

（開示を要する決定事実に係る書類の提出）

第417条 上場会社は、規程第402条第1号に掲げる事項のうち次の各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあつては、代

表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

(1)～(16) (略)

(17) 規程第402条第1号a oに掲げる

事項

変更後のスキームについて記載した書面
変更後直ちに

(開示を要しない決定事実に係る書類の提出)

第418条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。)には、次の各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

(1)～(15) (略)

(16) 上場内国株券のうち剰余金配当に関して優先的内容を有する種類の株式、上場優先株等又は上場優先出資証券の累積未払配当金があるときは、支払配当の見込額 内容説明の通知書 権利確定日の2週間前まで

(17)～(25) (略)

第4節 上場契約違約金

(上場契約違約金の取扱い)

第504条 規程第509条第2項に規定する上場契約違約金については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場契約違約金の金額は、1,000万円とする。

(2) 上場会社は、前号の金額を当取引所が上場契約違約金の支払いを求めた日の属する月

表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

(1)～(16) (略)

(新設)

(開示を要しない決定事実に係る書類の提出)

第418条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。)には、次の各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

(1)～(15) (略)

(16) 上場優先株等又は上場優先出資証券の累積未払配当金があるときは、支払配当の見込額 内容説明の通知書 権利確定日の2週間前まで

(17)～(25) (略)

(新設)

(新設)

の翌月末日までに支払うものとする。

(3) 上場契約違約金の支払いは、本邦通貨によるものとする。

(4) 当取引所は、上場会社が上場契約違約金を支払期日までに支払わない場合には、当該上場会社に対し、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を100円につき1日4銭の割合によって請求できるものとする。

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 規程第601条第1項第1号に規定する株主数並びに同項第2号に規定する流通株式の数、流通株式の時価総額及び上場株券等の数の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第1項第1号に規定する1年以内に400人以上とならないとき又は同項第2号aに規定する1年以内に2,000単位以上とならないときとは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)内において400人以上とならないとき又は2,000単位以上とならないときをいう。

(2) 規程第601条第1項第1号に規定する株主数並びに同項第2号に規定する流通株式の数及び上場株券等の数は、上場会社から提出される有価証券報告書又は第423条第1項の規定により上場会社から提出される「株券等の分布状況表」の記載によるものとする。

(2)の2～(4) (略)

(5) 第311条第1項第1号jの規定は、規程第601条第1項第1号に規定する株主数及び同項第2号に規定する流通株式の数について準用する。

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 規程第601条第1号に規定する株主数並びに同条第2号に規定する流通株式の数、流通株式の時価総額及び上場株券等の数の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第1号に規定する1年以内に400人以上とならないとき又は同条第2号aに規定する1年以内に2,000単位以上とならないときとは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)内において400人以上とならないとき又は2,000単位以上とならないときをいう。

(2) 規程第601条第1号に規定する株主数並びに同条第2号に規定する流通株式の数及び上場株券等の数は、上場会社から提出される有価証券報告書又は第423条第1項の規定により上場会社から提出される「株券等の分布状況表」の記載によるものとする。

(2)の2～(4) (略)

(5) 第311条第1項第1号jの規定は、規程第601条第1号に規定する株主数及び同条第2号に規定する流通株式の数について準用する。

- (6) 第212条第1項第3号及び第311条第1項第1号eの規定は、規程第601条第1項第1号に規定する株主数の算定について準用する。
- (7) 第311条第1項第1号fの規定は、規程第601条第1項第1号に規定する株主数が400人未満である銘柄の株主数の猶予期間内の取扱いについて準用する。この場合において、「2,000人」とあるのは「400人」と読み替える。
- (8) 第311条第1項第1号h及びiの規定は、規程第601条第1項第1号に規定する株主数が400人未満である銘柄の株主数の猶予期間後の取扱いについて準用する。この場合において、「2,000人」とあるのは「400人」と読み替える。
- (9) 第311条第1項第1号gの規定は、規程第601条第1項第2号aに規定する流通株式の数が2,000単位未満である銘柄の流通株式の数の猶予期間内の取扱いについて準用する。この場合において、「1万単位」とあるのは「2,000単位」と読み替える。
- (10) 第311条第2項第1号の規定は、規程第601条第1項第2号bに規定する流通株式の時価総額について準用する。この場合において、「10億円」とあるのは「5億円」と読み替える。
- (11) 規程第601条第1項第2号cに規定する施行規則で定める日とは、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第24条第1項に定める期間の末日のうちいずれか早い日をいう。
- (12) 上場会社が審査対象事業年度の末日後、前号に定める日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行うとともに、当該日までに当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を当取引所に提出した場合において、当該上場

- (6) 第212条第1項第3号及び第311条第1項第1号eの規定は、規程第601条第1号に規定する株主数の算定について準用する。
- (7) 第311条第1項第1号fの規定は、規程第601条第1号に規定する株主数が400人未満である銘柄の株主数の猶予期間内の取扱いについて準用する。この場合において、「2,000人」とあるのは「400人」と読み替える。
- (8) 第311条第1項第1号h及びiの規定は、規程第601条第1号に規定する株主数が400人未満である銘柄の株主数の猶予期間後の取扱いについて準用する。この場合において、「2,000人」とあるのは「400人」と読み替える。
- (9) 第311条第1項第1号gの規定は、規程第601条第2号aに規定する流通株式の数が2,000単位未満である銘柄の流通株式の数の猶予期間内の取扱いについて準用する。この場合において、「1万単位」とあるのは「2,000単位」と読み替える。
- (10) 第311条第2項第1号の規定は、規程第601条第2号bに規定する流通株式の時価総額について準用する。この場合において、「10億円」とあるのは「5億円」と読み替える。
- (11) 規程第601条第2号cに規定する施行規則で定める日とは、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第24条第1項に定める期間の末日のうちいずれか早い日をいう。
- (12) 上場会社が審査対象事業年度の末日後、前号に定める日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行うとともに、当該日までに当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を当取引所に提出した場合において、当該上場

会社が当取引所に提出した「株券等の分布状況表」に記載された流通株式の数に当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株券等の数（当該株券等のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株券等の数を除く。）を加算した数が、審査対象事業年度の末日における上場株券等の数に当該公募に係る株券等の数を加算した数の5%以上となったときは、規程第601条第1項第2号cに該当しないものとして取り扱う。

2 規程第601条第1項第3号に規定する売買高の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第1項第3号aの規定は、上場日から起算して1年を経過する日より前については、適用しない。

(注) 「上場日から起算して1年」の計算に当たり、上場日が休業日のため月の初日でなかった場合には、当該月の初日に上場されたものとみなして計算する。

(2) 規程第601条第1項第3号に規定する毎年の12月末日以前1年間における上場株券等の月平均売買高とは、当該期間における当該銘柄（当該銘柄に係る新たに発行された株券等を含む。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。

(3) (略)

(4) 規程第601条第1項第3号ただし書に規定する公募、売出し又は立会外分売の取扱いについては、次のaからeまでに定めるところによる。

a (略)

b 公募又は売出しは、上場内国株券等が規程第601条第1項第3号a又はbに該当したと当取引所が認めた日から起算して3か月以内に、不特定多数の者に5単位以下の範囲において1単位ごとに、均一の価額で行うものとする。この場合には、申込期間の最初の日をもって公募又は売出しを行

会社が当取引所に提出した「株券等の分布状況表」に記載された流通株式の数に当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株券等の数（当該株券等のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株券等の数を除く。）を加算した数が、審査対象事業年度の末日における上場株券等の数に当該公募に係る株券等の数を加算した数の5%以上となったときは、規程第601条第2号cに該当しないものとして取り扱う。

2 規程第601条第3号に規定する売買高の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第3号aの規定は、上場日から起算して1年を経過する日より前については、適用しない。

(注) 「上場日から起算して1年」の計算に当たり、上場日が休業日のため月の初日でなかった場合には、当該月の初日に上場されたものとみなして計算する。

(2) 規程第601条第3号に規定する毎年の12月末日以前1年間における上場株券等の月平均売買高とは、当該期間における当該銘柄（当該銘柄に係る新たに発行された株券等を含む。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。

(3) (略)

(4) 規程第601条第3号ただし書に規定する公募、売出し又は立会外分売の取扱いについては、次のaからeまでに定めるところによる。

a (略)

b 公募又は売出しは、上場内国株券等が規程第601条第3号a又はbに該当したと当取引所が認めた日から起算して3か月以内に、不特定多数の者に5単位以下の範囲において1単位ごとに、均一の価額で行うものとする。この場合には、申込期間の最初の日をもって公募又は売出しを行ったも

ったものとして取り扱う。

c 立会外分売は、上場内国株券等が規程第601条第1項第3号a又はbに該当したと当取引所が認めた日から起算して3か月以内に5単位以下の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行う。

d (略)

e 公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、当該上場内国株券等について、規程第601条第1項第3号a又はbに該当したときから公募、売出し又は立会外分売を行う日の属する月の末日までの間は、同bを適用しない。

(5) 上場株券等が規程第601条第1項第3号a又はbに該当する場合において、当該上場会社から前号の公募、売出し又は立会外分売を行わない旨の報告を書面で受けたときは、同号に該当するものとして取り扱う。

3 規程第601条第1項第4号に規定する時価総額の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 第311条第4項第1号aからcまでの規定は、規程第601条第1項第4号aの場合について準用する。この場合において、「20億円」とあるのは「10億円」と読み替える。

(2) 規程第601条第1項第4号bに規定する当該株券等に係る時価総額が上場株券等の数に2を乗じて得た数値未満である場合とは、月間平均上場時価総額又は月末上場時価総額がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数(当取引所の売買立会における当該株券等の日々の上場株券等の数(上場会社が株式分割、株式無償割当て(上場株券等に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。))又は株式併合を行う場合には、権利確定日の3日前(休業日を除外する。))の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権

のとして取り扱う。

c 立会外分売は、上場内国株券等が規程第601条第3号a又はbに該当したと当取引所が認めた日から起算して3か月以内に5単位以下の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行う。

d (略)

e 公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、当該上場内国株券等について、規程第601条第3号a又はbに該当したときから公募、売出し又は立会外分売を行う日の属する月の末日までの間は、同bを適用しない。

(5) 上場株券等が規程第601条第3号a又はbに該当する場合において、当該上場会社から前号の公募、売出し又は立会外分売を行わない旨の報告を書面で受けたときは、同号に該当するものとして取り扱う。

3 規程第601条第4号に規定する上場時価総額の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 第311条第4項第1号aからcまでの規定は、規程第601条第4号aの場合について準用する。この場合において、「20億円」とあるのは「10億円」と読み替える。

(2) 規程第601条第4号bに規定する上場時価総額が上場株券等の数に2を乗じて得た数値未満である場合とは、月間平均上場時価総額(第311条第4項第1号に定める月間平均上場時価総額をいう。以下この項において同じ。))又は月末上場時価総額(同号に定める月末上場時価総額をいう。以下この項において同じ。))がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数(当取引所の売買立会における当該株券等の日々の上場株券等の数(上場会社が株式分割、株式無償割当て(上場株券等に係る株式と同一の種類の株式を割

利確定日の4日前（休業日を除外する。）の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株券等の数を加減する。以下この項において同じ。）の平均をいう。以下この項において同じ。）に2を乗じて得た数値未満である場合をいう。

(3) 規程第601条第1項第4号bに規定する3か月以内に当該数値以上とならないときは、前号に該当した月の末日の翌日から起算して3か月を経過する日までの期間内において、当該株券等に係る毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が当該月の月間平均上場株式数に2を乗じて得た数値以上とならないときをいう。

(4) 上場日の属する月の時価総額については、規程第601条第1項第4号の基準に係る審査対象としない。

(5) 上場会社は、当取引所が規程第601条第1項第4号に係る該当性の判断に必要と認める場合には、審査対象となる各月における日々の上場株券等の数を記載した書面を翌月初までに当取引所に提出しなければならない。

4 規程第601条第1項第5号に規定する債務超過の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第1項第5号に規定する債務超過の状態とは、第212条第5項第1号に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同項第2号に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第93条の規定の適用を受ける会社にあつてはこれに

り当てるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、権利確定日の3日前（休業日を除外する。）の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前（休業日を除外する。）の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株券等の数を加減する。以下この項において同じ。）の平均をいう。以下この項において同じ。）に2を乗じて得た数値未満である場合をいう。

(3) 規程第601条第4号bに規定する3か月以内に当該数値以上とならないときは、前号に該当した月の末日の翌日から起算して3か月を経過する日までの期間内において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が当該月の月間平均上場株式数に2を乗じて得た数値以上とならないときをいう。

(4) 上場日の属する月の上場時価総額については、規程第601条第4号の基準に係る審査対象としない。

(5) 上場会社は、当取引所が規程第601条第4号に係る該当性の判断に必要と認める場合には、審査対象となる各月における日々の上場株券等の数を記載した書面を翌月初までに当取引所に提出しなければならない。

4 規程第601条第5号に規定する債務超過の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第5号に規定する債務超過の状態とは、第212条第5項第1号に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同項第2号に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第93条の規定の適用を受ける会社にあつてはこれに相当す

相当する額とする。)が負であることをいう。

(2) (略)

(3) 規程第601条第1項第5号に規定する1年以内に債務超過の状態でなくならなかったときは、同号に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

(4) 規程第601条第1項第5号ただし書に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を規程第404条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(規程第601条第1項第5号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a (略)

b 規程第601条第1項第5号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、規程第402条第1号a kに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(5) 規程第601条第1項第5号ただし書に規定する1年以内とは、猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末

る額とする。)が負であることをいう。

(2) (略)

(3) 規程第601条第5号に規定する1年以内に債務超過の状態でなくならなかったときは、同号に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

(4) 規程第601条第5号ただし書に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を規程第404条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(規程第601条第5号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a (略)

b 規程第601条第5号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、規程第402条第1号a kに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(5) 規程第601条第5号ただし書に規定する1年以内とは、猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当

日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。

(6) 規程第601条第1項第5号ただし書に規定する2年以内とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して2年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該2年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。

5 規程第601条第1項第6号に規定する停止されることが確実となった場合とは、上場会社が発行した手形等が不渡りとなり、当該上場会社から銀行取引停止が確実となった旨の報告を書面で受けた場合をいう。

6 規程第601条第1項第7号に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第1項第7号に規定する上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合とは、上場会社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合をいう。

(2) 規程第601条第1項第7号に規定するこれに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当取引所が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に同号前段に該当するものとして取り扱う。

a～c (略)

(3) 規程第601条第1項第7号後段に規定する施行規則で定める再建計画とは次のa

たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。

(6) 規程第601条第5号ただし書に規定する2年以内とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して2年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該2年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。

5 規程第601条第6号に規定する停止されることが確実となった場合とは、上場会社が発行した手形等が不渡りとなり、当該上場会社から銀行取引停止が確実となった旨の報告を書面で受けた場合をいう。

6 規程第601条第7号に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第7号に規定する上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合とは、上場会社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合をいう。

(2) 規程第601条第7号に規定するこれに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当取引所が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に同号前段に該当するものとして取り扱う。

a～c (略)

(3) 規程第601条第7号後段に規定する施行規則で定める再建計画とは次のaからc

から c までに該当するものをいう。

a ~ c (略)

(4) 規程第 601 条第 1 項第 7 号後段に規定する時価総額が 10 億円以上とならないときは、次の a 又は b に掲げる額が 10 億円以上でないときをいう。

a 規程第 601 条第 1 項第 7 号後段に規定する 1 か月間の平均時価総額（当取引所の売買立会における当該株券等の日々の最終価格に、その日の上場株券等の数（第 311 条第 4 項第 1 号に定める上場株券等の数をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額の平均（複数の種類の株券等を上場している場合は、当該株券等の種類ごとに算定した額を合算する。）に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額の平均（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。）

b 当該 1 か月間の最終日の時価総額（当該最終日における当取引所の売買立会における当該株券等の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該最終日における上場株券等の数を乗じて得た額（複数の株券等を上場している場合は、当該株券等の種類ごとに算定した額を合算する。）に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。）

(5) 第 311 条第 4 項第 1 号 b の規定は、規程第 601 条第 1 項第 7 号に規定する時価総額の算定について準用する。

までに該当するものをいう。

a ~ c (略)

(4) 規程第 601 条第 7 号後段に規定する上場時価総額が 10 億円以上とならないときは、同号後段に規定する 1 か月間の平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券等の日々の最終価格に、その日の上場株券等の数（第 311 条第 4 項第 1 号に定める上場株券等の数をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。）又は当該 1 か月間の最終日の上場時価総額（当該最終日における当取引所の売買立会における当該株券等の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該最終日における上場株券等の数を乗じて得た額をいう。）が 10 億円以上でないときをいう。

(5) 第 311 条第 4 項第 1 号 b の規定は、規程第 601 条第 7 号に規定する上場時価総額の算定について準用する。

(6) 上場会社は、当取引所が規程第601条第1項第7号後段に規定する時価総額が10億円以上とならないかどうかの判断に必要と認める場合には、審査対象となる1か月間における日々の上場株券等の数を記載した書面を当該1か月間の最終日の翌日までに当取引所に提出しなければならない。

7 規程第601条第1項第8号に規定する事業活動の停止の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第1項第8号に規定する事業活動を停止した場合とは、上場会社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当取引所が認めた場合をいう。

(2) 規程第601条第1項第8号に規定するこれに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他上場会社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当取引所が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の4日前(休業日を除外する。)の日

(a) (略)

(b) 規程第208条第1号(マザーズの上場会社である場合には、規程第215条第1号)の規定の適用を受け、速やかに上場される見込みのある株券等

b・c (略)

8 規程第601条第1項第9号に規定する不適

(6) 上場会社は、当取引所が規程第601条第7号後段に規定する上場時価総額が10億円以上とならないかどうかの判断に必要と認める場合には、審査対象となる1か月間における日々の上場株券等の数を記載した書面を当該1か月間の最終日の翌日までに当取引所に提出しなければならない。

7 規程第601条第8号に規定する事業活動の停止の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第8号に規定する事業活動を停止した場合とは、上場会社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当取引所が認めた場合をいう。

(2) 規程第601条第8号に規定するこれに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他上場会社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当取引所が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の4日前(休業日を除外する。)の日

(a) (略)

(b) 規程第208条第1号(マザーズの上場会社である場合には、規程第215条第1号)の規定の適用を受け、同号に規定する会社が発行者である株券等が速やかに上場される見込みのある場合における当該株券等

b・c (略)

8 規程第601条第9号に規定する不適当な合

当な合併等の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第1項第9号aに規定するこれに類するものとして施行規則で定める行為とは、次のaからhまでに掲げる行為をいう。

a～h (略)

(2) 次のaからeまでのいずれかに該当する場合は、規程第601条第1項第9号a及びbに規定する上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合には該当しないものとして取り扱う。

a～e (略)

(3) 規程第601条第1項第9号aに規定する当事者である非上場会社として施行規則で定める者は、非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該非上場会社をいう。

(4) 規程第601条第1項第9号bに規定する審査対象である非上場会社として施行規則で定める者は、非上場会社若しくは非上場会社の子会社と合併する場合における当該非上場会社(当該非上場会社が規程第208条第1号の規定の適用を受ける場合に限る。)、非上場会社若しくは非上場会社の子会社の完全子会社となる場合若しくはこれに準ずる状態となる場合における当該非上場会社(当該非上場会社が同条第3号の規定の適用を受ける場合に限る。)又は非上場会社と会社分割を行う場合における当該非上場会社(当該非上場会社が同条第5号の規定の適用を受ける場合に限る。)をいう。

(5) 規程第601条第1項第9号に規定する3年以内とは、上場会社が同号a又はbに掲げる場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日から3年を経過する日(当該3年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日

併等の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第9号aに規定するこれに類するものとして施行規則で定める行為とは、次のaからhまでに掲げる行為をいう。

a～h (略)

(2) 次のaからeまでのいずれかに該当する場合は、規程第601条第9号a及びbに規定する上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合には該当しないものとして取り扱う。

a～e (略)

(3) 規程第601条第9号aに規定する当事者である非上場会社として施行規則で定める者は、非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該非上場会社をいう。

(4) 規程第601条第9号bに規定する審査対象である非上場会社として施行規則で定める者は、非上場会社若しくは非上場会社の子会社と合併する場合における当該非上場会社(当該非上場会社が規程第208条第1号の規定の適用を受ける場合に限る。)、非上場会社若しくは非上場会社の子会社の完全子会社となる場合若しくはこれに準ずる状態となる場合における当該非上場会社(当該非上場会社が同条第3号の規定の適用を受ける場合に限る。)又は非上場会社と会社分割を行う場合における当該非上場会社(当該非上場会社が同条第5号の規定の適用を受ける場合に限る。)をいう。

(5) 規程第601条第9号に規定する3年以内とは、上場会社が同号a又はbに掲げる場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日から3年を経過する日(当該3年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日

する日の直前に終了する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)をいうものとする。

(6) 規程第601条第1項第9号に規定する施行規則で定める基準とは、規程第205条、規程第206条及び規程第207条第1項(マザーズの上場会社である場合には、規程第212条、規程第213条及び規程第214条第1項)に準じた基準をいうものとする。

(7) (略)

9 規程第601条第1項第12号に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 上場会社が、規程第606条第2項に規定する書面、内部管理体制確認書又は規程第502条第3項(規程第503条第7項において準用する場合を含む。)の規定により提出を行わなければならない改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、当取引所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次のaからcまでに掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面、当該内部管理体制確認書又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき

a 規程第606条第2項に規定する書面、内部管理体制確認書又は規程第502条第3項(規程第503条第7項において準用する場合を含む。)に規定する改善報告書を提出しない場合には、規程第601条第1項第12号に該当することとなること。

b・c (略)

(2)~(6) (略)

10 規程第601条第1項第14号に規定する株式の譲渡制限の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 第212条第11項の規定は、規程第

の直前に終了する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)をいうものとする。

(6) 規程第601条第9号に規定する施行規則で定める基準とは、規程第205条、規程第206条及び規程第207条第1項(マザーズの上場会社である場合には、規程第212条、規程第213条及び規程第214条第1項)に準じた基準をいうものとする。

(7) (略)

9 規程第601条第12号に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 上場会社が、規程第606条第2項に規定する書面、内部管理体制確認書又は規程第502条第3項(規程第503条第7項において準用する場合を含む。)の規定により提出を行わなければならない改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、当取引所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次のaからcまでに掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面、当該内部管理体制確認書又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき

a 規程第606条第2項に規定する書面、内部管理体制確認書又は規程第502条第3項(規程第503条第7項において準用する場合を含む。)に規定する改善報告書を提出しない場合には、規程第601条第12号に該当することとなること。

b・c (略)

(2)~(6) (略)

10 規程第601条第14号に規定する株式の譲渡制限の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 第212条第11項の規定は、規程第

601条第1項第14号の場合について準用する。

(2) 株式の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場会社から譲渡制限に関する株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、規程第601条第1項第14号に該当するものとして取り扱う。

11 規程第601条第1項第15号に該当する日は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次のa又はbに該当する株券等を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前(休業日を除外する。)の日

a (略)

b 規程第208条第3号(マザーズの上場会社である場合には、規程第215条第3号)の規定の適用を受け、速やかに上場される見込みのある株券等

(2) (略)

12 規程第601条第1項第17号に規定する株主の権利の不当な制限の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第1項第17号に規定する施行規則で定める場合とは、上場会社が次のaからeまでのいずれかに掲げる行為を行っているときと当取引所が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているときと当取引所が認めた場合をいう。

a~e (略)

(2) 規程第601条第1項第17号に規定する6か月以内とは、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているときと当取引所が認めた日から起算して6か月を経過する日までの期間をいうものとする。

601条第14号の場合について準用する。

(2) 株式の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場会社から譲渡制限に関する株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、規程第601条第14号に該当するものとして取り扱う。

11 規程第601条第15号に該当する日は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次のa又はbに該当する株券等を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前(休業日を除外する。)の日

a (略)

b 規程第208条第3号(マザーズの上場会社である場合には、規程第215条第3号)の規定の適用を受け、当該規定に定める会社が発行者である株券等が速やかに上場される見込みのある場合における当該株券等

(2) (略)

12 規程第601条第17号に規定する株主の権利の不当な制限の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第17号に規定する施行規則で定める場合とは、上場会社が次のaからeまでのいずれかに掲げる行為を行っているときと当取引所が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているときと当取引所が認めた場合をいう。

a~e (略)

(2) 規程第601条第17号に規定する6か月以内とは、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているときと当取引所が認めた日から起算して6か月を経過する日までの期間をいうものとする。

(3) 上場銘柄が規程第601条第1項第17号に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合に該当した場合において、上場会社が当該買収防衛策を発動させたときその他上場会社による当該状態の解消が著しく困難になったと認められるときは、同号に規定する6か月以内に当該状態が解消されないときに該当したものとして取り扱う。

13 規程第601条第1項第18号に該当する日は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(マザーズの上場廃止基準の取扱い)

第603条 第601条第1項の規定は、規程第603条第1項第1号に規定する株主数並びに同項第2号に規定する流通株式の数及び上場株券等の数の取扱いについて準用する。この場合において、「400人」とあるのは「150人」と、「2,000単位」とあるのは「1,000単位」と読み替えるものとする。

2 第311条第2項第1号の規定は、規程第603条第1項第2号bの場合について準用する。この場合において、「10億円」とあるのは「2億5,000万円」と読み替えるものとする。

3 第601条第4項の規定は、規程第603条第1項第3号の場合について準用する。

4 規程第603条第1項第4号に規定する売上高の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第603条第1項第4号に規定する売上高とは、連結損益計算書(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書をいう。次号において同じ。)に掲記される売上高をいう。

(2) 規程第603条第1項第4号に規定する利益の額とは、連結損益計算書に掲記される経常利益金額をいう。

(3) 上場銘柄が規程第601条第17号に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合に該当した場合において、上場会社が当該買収防衛策を発動させたときその他上場会社による当該状態の解消が著しく困難になったと認められるときは、同号に規定する6か月以内に当該状態が解消されないときに該当したものとして取り扱う。

13 規程第601条第18号に該当する日は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(マザーズの上場廃止基準の取扱い)

第603条 第601条第1項の規定は、規程第603条第1号に規定する株主数並びに同条第2号に規定する流通株式の数及び上場株券等の数の取扱いについて準用する。この場合において、「400人」とあるのは「150人」と、「2,000単位」とあるのは「1,000単位」と読み替えるものとする。

2 第311条第2項第1号の規定は、規程第603条第2号bの場合について準用する。この場合において、「10億円」とあるのは「2億5,000万円」と読み替えるものとする。

3 第601条第4項の規定は、規程第603条第3号の場合について準用する。

4 規程第603条第4号に規定する売上高の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第603条第4号に規定する売上高とは、連結損益計算書(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書をいう。次号において同じ。)に掲記される売上高をいう。

(2) 規程第603条第4号に規定する利益の額とは、連結損益計算書に掲記される経常利益金額をいう。

(3) 第212条第6項第8号の規定は、規程第603条第1項第4号に規定する売上高及び利益の額について、それぞれ準用する。

(4) (略)

(5) 第212条第5項第5号の規定は、規程第603条第1項第4号に規定する売上高及び利益の額について、それぞれ準用する。この場合において「新規上場申請日の直前事業年度」とあるのは、「審査対象期間」と読み替える。

(6) 規程第603条第1項第4号に規定する上場後5年間において最近1年間における売上高が1億円未満である場合とは、上場後5年を経過する日以前に開始する事業年度における売上高が1億円未満である場合をいう。

5 規程第603条第1項第5号に規定する時価総額の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 第311条第4項第1号aからcまでの規定は、規程第603条第1項第5号aの場合について準用する。この場合において、「20億円」とあるのは、「5億円」と読み替える。

(2) 第601条第3項第2号及び第3号の規定は、規程第603条第1項第5号bの場合について準用する。

(3) 第601条第3項第4号及び第5号の規定は、規程第603条第1項第5号の場合について準用する。

(上場廃止日の取扱い)

第604条 規程第609条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第1項第3号(規程第602条第1項第1号、規程第603条第1項第6号又は規程第604条第1項第2号に

(3) 第212条第6項第8号の規定は、規程第603条第4号に規定する売上高及び利益の額について、それぞれ準用する。

(4) (略)

(5) 第212条第5項第5号の規定は、規程第603条第4号に規定する売上高及び利益の額について、それぞれ準用する。この場合において「新規上場申請日の直前事業年度」とあるのは、「審査対象期間」と読み替える。

(6) 規程第603条第4号に規定する上場後5年間において最近1年間における売上高が1億円未満である場合とは、上場後5年を経過する日以前に開始する事業年度における売上高が1億円未満である場合をいう。

5 規程第603条第5号に規定する上場時価総額の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 第311条第4項第1号aからcまでの規定は、規程第603条第5号aの場合について準用する。この場合において、「20億円」とあるのは、「5億円」と読み替える。

(2) 第601条第3項第2号及び第3号の規定は、規程第603条第5号bの場合について準用する。

(3) 第601条第3項第4号及び第5号の規定は、規程第603条第5号の場合について準用する。

(上場廃止日の取扱い)

第604条 規程第609条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第3号(規程第602条第1項第1号、規程第603条第6号又は規程第604条第1項第2号による場合を含

よる場合を含む。)又は規程第602条第2項第2号に該当する上場株券等

当取引所が当該上場株券等の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日

(2) 規程第601条第1項第7号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当(上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。)する上場株券等又は規程第601条第1項第8号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)のうち第601条第7項第2号cの規定に該当する上場株券等(解散の効力の発生の日が、当取引所が当該上場株券等の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。)

当取引所が当該上場株券等の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日の翌日)

(3) 規程第601条第1項第8号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)のうち、第601条第7項第2号a又はbに規定する合併による解散の場合(同bに規定する合併による解散の場合にあっては、合併に際して上場会社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券等又は規程第208条第1号若しくは規程第215条第1号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則の規定の適用を

む。)又は規程第602条第2項第2号に該当する上場株券等

当取引所が当該上場株券等の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日

(2) 規程第601条第7号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当(上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。)する上場株券等又は規程第601条第8号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)のうち第601条第7項第2号cの規定に該当する上場株券等(解散の効力の発生の日が、当取引所が当該上場株券等の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。)

当取引所が当該上場株券等の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日の翌日)

(3) 規程第601条第8号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)のうち、第601条第7項第2号aに規定する合併による解散の場合に該当する上場株券等

合併がその効力を生ずる日の4日前(休業日を除外する。)の日

受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券等（規程第208条第1号又は規程第215条第1号に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）に該当する上場株券等

合併がその効力を生ずる日の4日前（休業日を除外する。）の日

(4) 規程第601条第1項第12号（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。）のうち、規程第208条第5号又は規程第215条第5号に規定する場合に該当する上場株券等

新株式の交付に係る基準日の3日前（休業日を除外する。）の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前（休業日を除外する。）の日）

(5) 規程第601条第1項第15号（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。）のうち、第601条第11項第1号に規定する場合に該当する上場株券等又は同項第2号に規定する場合（株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券等又は規程第208条第3号若しくは規程第215条第3号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則の規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券等（規程第208条第3号又は規程第215条第3号に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）に該当する上場株券等

(4) 規程第601条第12号（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。）のうち、規程第208条第5号又は規程第215条第5号に規定する場合に該当する上場株券等

新株式の交付に係る基準日の3日前（休業日を除外する。）の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前（休業日を除外する。）の日）

(5) 規程第601条第15号（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。）のうち、第601条第11項第1号の規定に該当する上場株券等

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前（休業日を除外する。）の日

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前（休業日を除外する。）の日

(6) 規程第601条第1項第18号（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。）のうち、第601条第13項第1号の規定に該当する上場株券等

株式の取得がその効力を生ずる日の4日前（休業日を除外する。）の日

(7) 規程第601条第1項第19号（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。）のうち、上場会社が株券等の不正発行を行った場合に該当する上場株券等

上場廃止の決定後遅滞なく

(8) 規程第601条第1項第19号（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。）に該当する上場株券等（前号に該当する場合を除く。）

当取引所が当該上場株券等の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの間で、その都度決定する日

(8)の2 規程第601条第2項又は規程第603条第2項に該当する無議決権株式

当該無議決権株式の発行者の発行する上場議決権付株式の上場廃止日と同日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(9) (略)

(10) 前各号に掲げる上場株券等以外の上場株券等

当取引所が当該上場株券等の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日（当取引所が当該上場株券等の上場廃止

(6) 規程第601条第18号（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。）のうち、第601条第13項第1号の規定に該当する上場株券等

株式の取得がその効力を生ずる日の4日前（休業日を除外する。）の日

(7) 規程第601条第19号（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。）のうち、上場会社が株券等の不正発行を行った場合に該当する上場株券等

上場廃止の決定後遅滞なく

(8) 規程第601条第19号（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。）に該当する上場株券等（前号に該当する場合を除く。）

当取引所が当該上場株券等の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの間で、その都度決定する日

(新設)

(9) (略)

(10) 前各号に掲げる上場株券等以外の上場株券等

当取引所が当該上場株券等の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止

を決定した日の翌日から起算して2週間が経過する日までに日本証券業協会が上場廃止後に当該上場株券等をフェニックス銘柄として指定することを決定したとき又はその見込みがあると当取引所が認めたときには、上場廃止を決定した日の翌日から起算して2か月を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(監理銘柄の指定の取扱い)

第605条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第610条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第14号、第15号又は第22号に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(1) 規程第601条第1項第1号に定める期間の最終日までに、株主数が400人以上となることが確認できないとき(規程第602条第1項第1号による場合を含む。)又は規程第603条第1項第1号に定める期間の最終日までに、株主数が150人以上となることが確認できないとき(規程第604条第1項第1号による場合を含む。)

(2) 規程第601条第1項第2号aに定める期間の最終日までに、流通株式の数が2,000単位以上となることが確認できないとき(規程第602条第1項第1号による場合を含む。)又は規程第603条第1項第2号aに定める期間の最終日までに、流通株式の数が1,000単位以上となることが確認できないとき(規程第604条第1項第1号による場合を含む。)

(3) 規程第601条第1項第2号bに定め

すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(監理銘柄の指定の取扱い)

第605条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第610条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第14号、第15号又は第22号に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(1) 規程第601条第1号に定める期間の最終日までに、株主数が400人以上となることが確認できないとき(規程第602条第1項第1号による場合を含む。)又は規程第603条第1号に定める期間の最終日までに、株主数が150人以上となることが確認できないとき(規程第604条第1項第1号による場合を含む。)

(2) 規程第601条第2号aに定める期間の最終日までに、流通株式の数が2,000単位以上となることが確認できないとき(規程第602条第1項第1号による場合を含む。)又は規程第603条第2号aに定める期間の最終日までに、流通株式の数が1,000単位以上となることが確認できないとき(規程第604条第1項第1号による場合を含む。)

(3) 規程第601条第2号bに定める期間

る期間の最終日までに、流通株式の時価総額が5億円以上となることが確認できないとき（規程第602条第1項第1号による場合を含む。）又は規程第603条第1項第2号bに定める期間の最終日までに、流通株式の時価総額が2億5,000万円以上となることが確認できないとき（規程第604条第1項第1号による場合を含む。）

- (4) 規程第601条第1項第2号c（規程第602条第1号による場合を含む。）又は規程第603条第1項第2号c（規程第604条第1項第1号による場合を含む。）に定める流通株式の数の上場株券等の数に対する割合が、第601条第1項第2号（第603条第1項による場合を含む。）に規定する「株券等の分布状況表」等により5%未満であると算出された場合であって、規程第601条第1項第2号c又は規程第603条第1項第2号cに定める書類が提出されていないとき
- (5) 規程第601条第1項第3号a又はb（規程第602条第1項第1号、規程第603条第1項第6号又は規程第604条第1項第2号による場合を含む。）に該当した場合であって、規程第601条第1項第3号ただし書（規程第602条第1項第1号、規程第603条第1項第6号又は規程第604条第1項第2号による場合を含む。）に規定する公募、売出し又は立会外分売が行われるかどうかを確認できないとき
- (6) 規程第601条第1項第4号a若しくはb又は規程第603条第1項第5号a若しくはbに定める期間の最終日までに、規程第601条第1項第4号a若しくはb（規程第602条第1項第1号又は同条第2項第3号による場合を含む。）又は規程第603条第1項第5号a若しくはb（規程第604条第

の最終日までに、流通株式の時価総額が5億円以上となることが確認できないとき（規程第602条第1項第1号による場合を含む。）又は規程第603条第2号bに定める期間の最終日までに、流通株式の時価総額が2億5,000万円以上となることが確認できないとき（規程第604条第1項第1号による場合を含む。）

- (4) 規程第601条第2号c（規程第602条第1号による場合を含む。）又は規程第603条第2号c（規程第604条第1項第1号による場合を含む。）に定める流通株式の数の上場株券等の数に対する割合が、第601条第1項第2号（第603条第1項による場合を含む。）に規定する「株券等の分布状況表」等により5%未満であると算出された場合であって、規程第601条第2号c又は規程第603条第2号cに定める書類が提出されていないとき
- (5) 規程第601条第3号a又はb（規程第602条第1項第1号、規程第603条第6号又は規程第604条第1項第2号による場合を含む。）に該当した場合に該当した場合であって、規程第601条第3号ただし書（規程第602条第1項第1号、規程第603条第6号又は規程第604条第1項第2号による場合を含む。）に規定する公募、売出し又は立会外分売が行われるかどうかを確認できないとき
- (6) 規程第601条第4号a若しくはb又は規程第603条第5号a若しくはbに定める期間の最終日までに、規程第601条第4号a若しくはb（規程第602条第1項第1号又は同条第2項第3号による場合を含む。）又は規程第603条第5号a若しくはb（規程第604条第1項第1号又は同条第2項第

1項第1号又は同条第2項第4号による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合

(7) 上場会社が規程第601条第1項第5号(規程第602条第1項第1号又は同条第2項第3号による場合を含む。)又は規程第603条第1項第3号若しくは第4号(規程第604条第1項第1号又は同条第2項第4号による場合を含む。)に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、それらの規定に該当するかどうかを確認できないとき

(8) 上場会社が行った決議又は決定の内容が規程第601条第1項第7号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合(規程第601条第1項第7号に規定する開示を行った場合を除く。)

(9) 規程第601条第1項第7号後段に定める期間の最終日までに、同号後段(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合

(10) 規程第601条第1項第8号前段(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(11) 上場会社が第601条第7項第2号bに規定する合併に関する取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定

4号による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合

(7) 上場会社が規程第601条第5号(規程第602条第1項第1号又は同条第2項第3号による場合を含む。)又は規程第603条第3号若しくは第4号(規程第604条第1項第1号又は同条第2項第4号による場合を含む。)に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、それらの規定に該当するかどうかを確認できないとき

(8) 上場会社が行った決議又は決定の内容が規程第601条第7号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合(規程第601条第7号に規定する開示を行った場合を除く。)

(9) 規程第601条第7号後段に定める期間の最終日までに、同号後段(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合

(10) 規程第601条第8号前段(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(11) 上場会社が第601条第7項第2号bに規定する合併に関する取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定

を含む。)を行ったとき、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合(第601条第6項第2号bの規定の適用を受ける場合を除く。)において当該解散に関する取締役会の決議を行ったとき若しくは上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議によらずに解散する場合において規程第601条第1項第8号に該当するおそれがあると当取引所が認めるとき

(12)・(13) (略)

(14) 上場会社が規程第601条第1項第11号a前段又は同号b前段(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当する場合(これらに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合を含む。)。ただし、規程第601条第1項第11号a後段又は同号b後段(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(15) 規程第601条第1項第12号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合(第604条第4号に該当する場合を除く。)

(16) (略)

(17) 上場会社が規程第601条第1項第14号(規程第603条第1項第6号による場合を含む。)又は規程第602条第1項第

を含む。)を行ったとき、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合(第601条第6項第2号bの規定の適用を受ける場合を除く。)において当該解散に関する取締役会の決議を行ったとき若しくは上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議によらずに解散する場合において規程第601条第8号に該当するおそれがあると当取引所が認めるとき

(12)・(13) (略)

(14) 上場会社が規程第601条第11号a前段又は同号b前段(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当する場合(これらに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合を含む。)。ただし、規程第601条第11号a後段又は同号b後段(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(15) 規程第601条第12号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合(第604条第4号に該当する場合を除く。)

(16) (略)

(17) 上場会社が規程第601条第14号(規程第603条第6号による場合を含む。)又は規程第602条第1項第3号(同条第2

3号(同条第2項第4号、規程第604条第1項第3号又は同条第2項第2号による場合を含む。)に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会の決議を行った場合

(18) (略)

(19) 規程第601条第1項第16号(規程第603条第1項第6号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(20) 規程第601条第1項第17号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(21) (略)

(22) 規程第601条第1項第19号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)(株券等の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(23)~(25) (略)

(26) 発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが上場している場合において、当該議決権付株式が監理銘柄に指定されたとき

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から当取引所が当該上場株券等を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。ただし、第1項第22号の場合において、第5号

項第4号、規程第604条第1項第3号又は同条第2項第2号による場合を含む。)に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会の決議を行った場合

(18) (略)

(19) 規程第601条第16号(規程第603条第6号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(20) 規程第601条第17号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(21) (略)

(22) 規程第601条第19号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)(株券等の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(23)~(25) (略)

(新設)

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から当取引所が当該上場株券等を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。ただし、第1項第22号の場合において、第5号

に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年を経過した日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第1項第6号、第9号及び第12号の場合

第601条第3項第1号若しくは第603条第5項第1号において準用する第311条第4項第1号cに定める期間、第601条第3項第3号(第603条第5項第2号において準用する場合を含む。)に定める期間、規程第601条第1項第7号後段に定める期間又は第601条第8項第5号に定める猶予期間の最終日の翌日

(4)・(5) (略)

(5)の2 第1項第26号の場合

上場無議決権株式の発行者の発行する上場議決権付株式の監理銘柄への指定日

(6) (略)

4 (略)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第606条 当取引所は、上場株券等の上場廃止が決定された場合には、規程第611条の規定に基づき、当取引所が当該株券等の上場廃止を決定した日の翌日から上場廃止日の前日までの間、当該株券等を整理銘柄に指定することができる。ただし、規程第208条第2号若しくは第4号、規程第215条第2号若しくは第4号、第601条第7項第2号a若しくは第11項第1号又は第604条第4号、第6号若しくは第7号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(上場審査料等)

第702条 株券等の新規上場申請者は、上場審

に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年を経過した日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第1項第6号、第9号及び第12号の場合

第601条第3項第1号若しくは第603条第5項第1号において準用する第311条第4項第1号cに定める期間、第601条第3項第3号(第603条第5項第2号において準用する場合を含む。)に定める期間、規程第601条第1項第7号後段に定める期間又は第601条第8項第5号に定める猶予期間の最終日の翌日

(4)・(5) (略)

(新設)

(6) (略)

4 (略)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第606条 当取引所は、上場株券等の上場廃止が決定された場合(第604条第3号から第7号までのいずれかに該当する場合を除く。)には、規程第611条の規定に基づき、当取引所が当該株券等の上場廃止を決定した日の翌日から上場廃止日の前日までの間、当該株券等を整理銘柄に指定することができる。ただし、規程第208条第2号若しくは第4号又は規程第215条第2号若しくは第4号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(上場審査料等)

第702条 株券等の新規上場申請者は、上場審

査料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、新規上場申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、規程第202条の規定に基づき予備申請を行った株券等について、新規上場予備申請書に記載した新規上場申請を行おうとする日の属する事業年度に新規上場申請を行う場合には、上場審査料を支払うことを要しない。

(1) 新規上場申請者がマザーズへの新規上場申請者である場合 200万円(新規上場申請に係る銘柄が複数ある場合は、300万円)

(2) 新規上場申請者が外国会社(その発行する外国株券等が当取引所以外を主たる市場とするものに限る。)である場合 200万円(新規上場申請に係る銘柄が複数ある場合は、300万円)

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 400万円(新規上場申請に係る銘柄が複数ある場合は、600万円)

2~4 (略)

(新規上場料)

第707条 株券等の新規上場申請者は、上場が承認された銘柄ごとに、新規上場料として、次の各号に掲げる新規上場の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該新規上場申請に係る株券等の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(1)~(4) (略)

2~6 (略)

(年間上場料)

第709条 (略)

2 (略)

3 上場会社が支払う年間上場料は、次の表によ

査料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、新規上場申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、規程第202条の規定に基づき予備申請を行った株券等について、新規上場予備申請書に記載した新規上場申請を行おうとする日の属する事業年度に新規上場申請を行う場合には、上場審査料を支払うことを要しない。

(1) 新規上場申請者がマザーズへの新規上場申請者である場合 200万円

(2) 新規上場申請者が外国会社(その発行する外国株券等が当取引所以外を主たる市場とするものに限る。)である場合 200万円

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 400万円

2~4 (略)

(新規上場料)

第707条 株券等の新規上場申請者は、新規上場料として、次の各号に掲げる新規上場の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該新規上場申請に係る株券等の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(1)~(4) (略)

2~6 (略)

(年間上場料)

第709条 (略)

2 (略)

3 上場会社が支払う年間上場料は、次の表に定

り上場株券等の銘柄ごとに算出される金額の合計額にTDnet利用料として12万円を加算した金額とする。

(略)

4～11 (略)

(新株券等の発行等に係る料金)

第710条 上場会社(当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。以下この条において同じ。)は、新株券等の発行等に係る料金として、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該新株券等の発行等を行った日の属する月の翌月末日まで(上場外国会社にあつては、当該新株券等の発行等を行った日の属する月の翌々月の末日まで)に支払うものとする。

(1) 新たな上場株券等(他の種類の株式への転換により上場株券等の交付が行われる新株券等を含む。)の発行(会社法第199条第1項に規定する募集によるもの(外国会社にあつてはこれに相当するもの)に限る。)

1株券等当たりの発行価格に新たに発行する株券等の数を乗じて得た金額の万分の1に相当する金額

(2)・(3) (略)

2～4 (略)

(上場株券等と異なる種類の株券等の上場審査料)

第711条の2 上場会社は、上場株券等と異なる種類の株券等の新規上場申請を行った場合は、上場審査料として、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める金額を、新規上場申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(1) マザーズの上場会社 100万円

める金額にTDnet利用料として12万円を加算した金額とする。

(略)

4～11 (略)

(新株券等の発行等に係る料金)

第710条 上場会社(当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。以下この条において同じ。)は、新株券等の発行等に係る料金として、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該新株券等の発行等を行った日の属する月の翌月末日まで(上場外国会社にあつては、当該新株券等の発行等を行った日の属する月の翌々月の末日まで)に支払うものとする。

(1) 新たな上場株券等(他の種類の株式への転換により上場株券等の交付が行われる株券等を含む。)の発行(会社法第199条第1項に規定する募集によるもの(外国会社にあつてはこれに相当するもの)に限る。)

1株券等当たりの発行価格に新たに発行する株券等の数を乗じて得た金額の万分の1に相当する金額

(2)・(3) (略)

2～4 (略)

(新設)

(2) 上場外国会社（その発行する外国株券等が当取引所以外を主たる市場とするものに限る。） 100万円

(3) 前2号に掲げる上場会社以外の上場会社 200万円

(上場株券等と異なる種類の株券等の新規上場料)

第711条の3 上場株券等と異なる種類の株券等の新規上場申請を行った上場会社は、新たに上場が承認された銘柄の新規上場料として、第707条各号に掲げる新規上場の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該新規上場申請に係る株券等の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第718条 規程第706条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) 規程第601条第1項第9号a又はb (規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)

(3) 第601条第9項第1号から第5号まで (規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)

(上場廃止基準の取扱い)

第806条 (略)

2・3 (略)

4 第601条第3項第2号から第5号までの規

(新設)

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第718条 規程第706条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) 規程第601条第9号a又はb (規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)

(3) 第601条第9項第1号から第5号まで (規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)

(上場廃止基準の取扱い)

第806条 (略)

2・3 (略)

(新設)

定は、規程第808条第2項第5号の2の場合について準用する。

5 (略)

6 (略)

(上場廃止日の取扱い)

第807条 規程第809条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 規程第808条第1項第1号又は第2項各号(第3号、第5号の2及び第8号のうち前条第6項において準用する第601条第13項第1号の規定に該当するものを除く。)に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除く)を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

(4) 規程第808条第2項第8号に該当することとなった銘柄のうち、前条第6項において準用する第601条第13項第1号の規定に該当するもの

株式の取得がその効力を生ずる日の4日前(休業日を除く)の日

(5) 規程第826条第1項において準用する規程第608条に定める申請により上場廃止となることが決定した銘柄及び規程第808条第2項第5号の2に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

4 (略)

5 (略)

(上場廃止日の取扱い)

第807条 規程第809条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 規程第808条第1項第1号又は第2項各号(第3号及び第8号のうち前条第5項において準用する第601条第13項第1号の規定に該当するものを除く。)に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除く)を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

(4) 規程第808条第2項第8号に該当することとなった銘柄のうち、前条第5項において準用する第601条第13項第1号の規定に該当するもの

株式の取得がその効力を生ずる日の4日前(休業日を除く)の日

(5) 規程第826条第1項において準用する規程第608条に定める申請により上場廃止となることが決定した銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(監理銘柄の指定の取扱い)

第808条 当取引所は、上場優先株等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場優先株等を規程第810条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第5号に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(1)~(3) (略)

(3)の2 規程第808条第2項第5号の2に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(4)~(7) (略)

(8) 当該優先株等の発行者の発行する上場議決権付株式が監理銘柄に指定された場合

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。

(1)~(3) (略)

(3)の2 第1項第3号の2に該当した場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が規程第808条第2項第5号の2に該当するかどうかを認定した日までとする。

(4)~(7) (略)

(8) 第1項第8号に該当した場合には、上場優先株等の発行者の発行する上場議決権付株式の監理銘柄への指定期間と同一とする。

(9) (略)

4 (略)

(上場に関する料金の取扱い)

第810条 規程第812条の規定に基づく上場審査料、新規上場料、追加上場料、年間上場料その他の上場に関する料金については、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(監理銘柄の指定の取扱い)

第808条 当取引所は、上場優先株等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場優先株等を規程第810条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第5号に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(1)~(3) (略)

(新設)

(4)~(7) (略)

(8) 当該優先株等の発行者の発行する普通株が監理銘柄に指定された場合

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。

(1)~(3) (略)

(新設)

(4)~(7) (略)

(8) 第1項第8号に該当した場合には、上場優先株等の発行者の発行する普通株の監理銘柄への指定期間と同一とする。

(9) (略)

4 (略)

(上場に関する料金の取扱い)

第810条 規程第812条の規定に基づく新規上場料、追加上場料、年間上場料その他の上場に関する料金については、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 上場審査料

非参加型優先株を新規上場申請する発行者は、上場審査料として200万円(マザーズへの新規上場申請の場合にあつては100万円)を、新規上場申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第819条 当取引所は、上場優先証券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場優先証券を規程第823条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第5号に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(1) (略)

(2) 上場優先証券の発行者が行った決議又は決定の内容が、規程第601条第1項第7号前段に該当するおそれがあると当取引所が認めた場合

(3)~(5) (略)

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第1項第2号に該当した場合には、当取引所が上場優先証券の発行者から書面による報告を受けた日の翌日から当取引所が当該発行者が規程第601条第1項第7号前段に該当するかどうかを認定した日までとする。

(3)~(6) (略)

4 (略)

(新設)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第819条 当取引所は、上場優先証券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場優先証券を規程第823条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第5号に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(1) (略)

(2) 上場優先証券の発行者が行った決議又は決定の内容が、規程第601条第7号前段に該当するおそれがあると当取引所が認めた場合

(3)~(5) (略)

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第1項第2号に該当した場合には、当取引所が上場優先証券の発行者から書面による報告を受けた日の翌日から当取引所が当該発行者が規程第601条第7号前段に該当するかどうかを認定した日までとする。

(3)~(6) (略)

4 (略)

(準用規定の取扱い)

第822条 (略)

2 第303条の規定は、規程第826条第2項において準用する規程第302条第1号に規定する施行規則で定めるものについて、第304条の規定は、規程第826条第2項において準用する規程第302条第2号に規定する施行規則で定める基準について、第305条第1号の規定は、規程第826条第2項において準用する規程第303条に規定する施行規則で定める基準について、それぞれ準用する。この場合において、第305条第1号中「規程第205条第8号から第11号まで」とあるのは「規程第804条第2号cからeまで」と、「規程第601条第1項第17号に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合及び同項第19号」とあるのは「規程第808条第2項第9号」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年7月7日から施行する。
- 2 改正後の第211条第6項第1号(第802条第3項において準用する場合を含む。次項及び第5項において同じ。)及び第226条第6項第1号の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に株券等(当取引所以外を主たる市場とする外国株券等を除く。次項及び第6項において同じ。)又は子会社連動配当株の新規上場を申請する者から適用する。
- 3 施行日前に株券等又は子会社連動配当株の新規上場を申請する者は、改正後の第211条第

(準用規定の取扱い)

第822条 (略)

2 第303条の規定は、規程第826条第2項において準用する規程第302条第1号に規定する施行規則で定めるものについて、第304条の規定は、規程第826条第2項において準用する規程第302条第2号に規定する施行規則で定める基準について、第305条第1号の規定は、規程第826条第2項において準用する規程第303条に規定する施行規則で定める基準について、それぞれ準用する。この場合において、第305条第1号中「規程第205条第8号から第11号まで」とあるのは「規程第804条第2号cからeまで」と、「規程第601条第17号に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合及び同条第19号」とあるのは「規程第808条第2項第9号」と読み替えるものとする。

6項各号又は第226条第6項各号に掲げる事項を記載した規程第204条第12項第1号、規程第211条第12項第1号又は規程第803条第5項に規定する報告書を、平成20年9月30日までに（同日までに当取引所が新規上場を承認していない場合にあっては、当取引所が新規上場を承認する日に）当取引所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該報告書を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

4 前項の場合において、当該申請者は、当該報告書の提出を行うまでの間は、改正前の第211条第6項各号（第802条第3項において準用する場合を含む。）又は第226条第6項各号に掲げる事項を記載した規程第204条第12項第1号、規程第211条第12項第1号又は規程第803条第5項に規定する報告書を提出し、当該報告書を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

5 施行日において現に上場会社である会社は、支配株主の有無及び支配株主を有する場合には当該支配株主の氏名（法人の場合にあっては、商号又は名称）その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を、平成20年9月30日までに当取引所に提出するものとする。

6 施行日において現に上場されている株券等又は子会社連動配当株の発行者のうち支配株主を有する者は、改正後の第211条第6項各号又は第226条第6項各号に掲げる事項を記載した規程第204条第12項第1号、規程第211条第12項第1号又は規程第803条第5項に規定する報告書を、平成20年9月30日までに当取引所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものと

する。

7 改正後の第412条第5号に規定する取引のうち平成20年9月30日以前に行われたもの及び改正後の同条第6号に定める履行状況のうち同日以前に係るものについては、改正後の規程第411条に基づく開示の対象としないことができる。

別記様式

2 第3編関係

第2 1号様式 優先株等上場契約書

優先株等上場契約書

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会社名 印

代表者の

役職氏名 印

_____（以下「会社」という。）は、その発行する非参加型優先株又は子会社連動配当株（以下「優先株等」という。）を上場するについて、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。

1. 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、会社及び上場される会社の優先株等（以下「上場優先株等」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。

別記様式

2 第3編関係

第2 1号様式 優先株等上場契約書

優先株等上場契約書

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会社名 印

代表者の

役職氏名 印

_____（以下「会社」という。）は、その発行する優先株又は子会社連動配当株（以下「優先株等」という。）を上場するについて、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。

1. 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、会社及び上場される会社の優先株等（以下「上場優先株等」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。

2 . 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場優先株等に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。

2 . 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場優先株等に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>株券等の新規上場審査[本則市場] (内国会社における公益又は投資者保護の観点)</p> <p>6. 新規上場申請者が内国会社である場合には、 規程第207条第1項第5号に定める事項につ いての上場審査は、次の(1)から(5)まで に掲げる観点その他の観点から検討すること により行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 新規上場申請に係る内国株券等が、無 議決権株式又は議決権の少ない株式(規程第2 05条第9号の3bに掲げるものをいう。以下 同じ。)である場合は、次のaからfまでのい ずれにも適合すること。</u></p> <p><u>a 極めて小さい出資割合で会社を支配する 状況が生じた場合に無議決権株式又は議決 権の少ない株式のスキームが解消できる見 込みのあること。</u></p> <p><u>b 異なる種類の株主の間で利害が対立する 状況が生じた場合に当該新規上場申請に係 る内国株券等の株主が不当に害されないた めの保護の方策をとることができる状況に あると認められること。</u></p> <p><u>c 当該新規上場申請に係る内国株券等の発 行者が次の(a)から(c)までに掲げる 者との取引(同(a)から(c)までに掲 げる者が第三者のために当該発行者との間 で行う取引及び当該発行者と第三者との間 の取引で同(a)から(c)までに掲げる 者が当該取引に関して当該発行者に重要な 影響を及ぼしているものを含む。)を行う 際に、少数株主の保護の方策をとることが できる見込みがあると認められること。</u></p> <p><u>(a) 親会社</u></p>	<p>株券等の新規上場審査[本則市場] (内国会社における公益又は投資者保護の観点)</p> <p>6. 新規上場申請者が内国会社である場合には、 規程第207条第1項第5号に定める事項につ いての上場審査は、次の(1)から(4)まで に掲げる観点その他の観点から検討すること により行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>

(b) 支配株主（親会社を除く。）及びその近親者

(c) 前 (b) に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

d 当該新規上場申請に係る内国株券等が議決権の少ない株式である場合には、議決権の多い株式（議決権の少ない株式以外の議決権付株式をいう。以下同じ。）について、その譲渡等が行われるときに議決権の少ない株式に転換される旨が定められていること。

e 当該新規上場申請に係る内国株券等が剰余金配当に関して優先的内容を有している場合には、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日後 2 年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における分配可能額が良好であると認められ、当該内国株券等の発行者が当該内国株券等に係る剰余金配当を行うに足る利益を計上する見込みがあること。

f その他株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと認められる状況にないこと。

(5) (略)

株券等の新規上場審査[マザーズ]

(公益又は投資者保護の観点)

5 . 規程第 2 1 4 条第 1 項第 4 号に定める事項についての上場審査は、次の (1) から (6) までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) ~ (4) (略)

(5) 新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式又は議決権の少ない株式である場合は、次の a から f までのいずれにも適合するこ

(4) (略)

株券等の新規上場審査[マザーズ]

(公益又は投資者保護の観点)

5 . 規程第 2 1 4 条第 1 項第 4 号に定める事項についての上場審査は、次の (1) から (5) までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) ~ (4) (略)

(新設)

と。

- a 極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームが解消できる見込みのあること。
- b 異なる種類の株主の間で利害が対立する状況が生じた場合に当該新規上場申請に係る内国株券等の株主が不当に害されないための保護の方策をとることができる状況にあると認められること。
- c 当該新規上場申請に係る内国株券等の発行者が次の（a）から（c）までに掲げる者との取引（同（a）から（c）までに掲げる者が第三者のために当該発行者との間で行う取引及び当該発行者と第三者との間の取引で同（a）から（c）までに掲げる者が当該取引に関して当該発行者に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行う際に、少数株主の保護の方策をとることができる見込みがあると認められること。
 - （a） 親会社
 - （b） 支配株主（親会社を除く。）及びその近親者
 - （c） 前（b）に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社
- d 当該新規上場申請に係る内国株券等が議決権の少ない株式である場合には、議決権の多い株式について、その譲渡等が行われるときに議決権の少ない株式に転換される旨が定められていること。
- e 当該新規上場申請に係る内国株券等が剰余金配当に関して優先的内容を有している場合には、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日後2年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日におけ

る分配可能額が良好であると認められ、当該内国株券等の発行者が当該内国株券等に係る剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みがあること。

f その他株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと認められる状況にないこと。

(6) (略)

の2 上場会社が発行する無議決権株式の上場審査

(上場会社が発行する無議決権株式の上場審査)

規程第302条の2第1項に定める公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項についての上場審査は、次の(1)及び(2)に掲げる上場会社の区分に従い、当該(1)及び(2)に定めるところにより行う。

(1) 本則市場の上場会社 6.(4)に定めるところにより行う。

(2) マザーズの上場会社 5.(5)に定めるところにより行う。

優先株等の新規上場審査

(公益又は投資者保護の観点)

4. 規程第805条第1項第3号に定める事項についての上場審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請に係る優先株等が、非参加型優先株である場合は、次のaからcまでのいずれにも適合すること。

a 異なる種類の株主の間で利害が対立する状況が生じた場合に当該新規上場申請に係る優先株等の株主が不当に害されないための保護の方策をとることができる状況にあると認められること。

(5) (略)

(新設)

(新設)

優先株等の新規上場審査

(公益又は投資者保護の観点)

4. 公益又は投資者保護の観点から必要と認める事項について上場審査を行う。

b 当該新規上場申請に係る優先株等の発行者が次の（a）から（c）までに掲げる者との取引（同（a）から（c）までに掲げる者が第三者のために当該発行者との間で行う取引及び当該発行者と第三者との間の取引で同（a）から（c）までに掲げる者が当該取引に関して当該発行者に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行う際に、少数株主の保護の方策をとることができる見込みがあると認められること。

（a） 親会社

（b） 支配株主（親会社を除く。）及びその近親者

（c） 前（b）に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

c その他株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと認められる状況にないこと。

（2） その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年7月7日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の 6 . (4)、 5 . (5)、 の2及び 4 . (1) の規定は、この改正規定の施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>実効性の確保に係る審査 (特設注意市場銘柄の指定等)</p> <p>1. 規程第501条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定は、当取引所が規程第601条第1項第11号、第12号又は第19号(第602条から第604条による場合を含む。)に該当するおそれがあると認めた事象の内容、経緯、原因及びその情状その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p><u>(上場契約違約金の徴求)</u></p> <p><u>9. 規程第509条第1項の規定に基づく上場契約違約金の徴求の要否の判断は、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して当取引所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</u></p> <p>上場廃止に係る審査 (不適当な合併等)</p> <p>1. 規程第601条第1項第9号に規定する実質的な存続会社でないかどうかの審査は、当該上場会社((3)及び(4)を除き、その企業グループを含む。)に関する次の(1)から(5)までに掲げる事項を総合的に勘案して行う。 (1)~(5) (略)</p> <p>(虚偽記載又は不適正意見等)</p> <p>2. 規程第601条第1項第11号aに規定する影響の重大性の審査は、有価証券報告書等における虚偽記載の内容、当該虚偽記載が行われた経緯、原因及びその情状その他の事情を総合的に勘案して行う。</p>	<p>実効性の確保に係る審査 (特設注意市場銘柄の指定等)</p> <p>1. 規程第501条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定は、当取引所が規程第601条第11号、第12号又は第19号(第602条から第604条による場合を含む。)に該当するおそれがあると認めた事象の内容、経緯、原因及びその情状その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(新設)</p> <p>上場廃止に係る審査 (不適当な合併等)</p> <p>1. 規程第601条第9号に規定する実質的な存続会社でないかどうかの審査は、当該上場会社((3)及び(4)を除き、その企業グループを含む。)に関する次の(1)から(5)までに掲げる事項を総合的に勘案して行う。 (1)~(5) (略)</p> <p>(虚偽記載又は不適正意見等)</p> <p>2. 規程第601条第11号aに規定する影響の重大性の審査は、有価証券報告書等における虚偽記載の内容、当該虚偽記載が行われた経緯、原因及びその情状その他の事情を総合的に勘案して行う。</p>

3. 規程第601条第1項第11号bに規定する影響の重大性の審査は、監査報告書又は四半期レビュー報告書の内容、当該報告書に「不適正意見」等が記載されるに至った経緯その他の事情を総合的に勘案して行う。

(上場契約違反等)

4. 規程第601条第1項第12号に規定する違反の重大性の審査は、上場契約についての違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状その他の事情を総合的に勘案して行う。

(公益又は投資者保護)

8. 規程第601条第1項第19号に規定する公益又は投資者保護のため、当取引所が上場廃止を適当と認めた場合に該当するかどうかの審査は、金融商品市場に対する投資者の信頼の毀損の状況、事案において特別に考慮すべき事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

付 則

この改正規定は、平成20年7月7日から施行する。

3. 規程第601条第11号bに規定する影響の重大性の審査は、監査報告書又は四半期レビュー報告書の内容、当該報告書に「不適正意見」等が記載されるに至った経緯その他の事情を総合的に勘案して行う。

(上場契約違反等)

4. 規程第601条第12号に規定する違反の重大性の審査は、上場契約についての違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状その他の事情を総合的に勘案して行う。

(公益又は投資者保護)

8. 規程第601条第19号に規定する公益又は投資者保護のため、当取引所が上場廃止を適当と認めた場合に該当するかどうかの審査は、金融商品市場に対する投資者の信頼の毀損の状況、事案において特別に考慮すべき事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第7条 T o S T N e T特例第9条第5項の規定により、T o S T N e T取引の呼値に關し当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 呼値の制限</p> <p>取引参加者は、次のa及びbに掲げる銘柄について、売買立会による売買において上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。</p> <p>a <u>株券(当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。)</u>のうち新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)</p> <p>(削る)</p>	<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第7条 T o S T N e T特例第9条第5項の規定により、T o S T N e T取引の呼値に關し当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 呼値の制限</p> <p>取引参加者は、次のa及びbに掲げる銘柄について、売買立会による売買において上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。</p> <p>a <u>次の(a)から(c)までに掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)</u></p> <p>(a) <u>当取引所又は他の金融商品取引所等(国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場をいう。以下同じ。)</u>において上場又は継続的に取引されている株券(優先株等、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(優先株等、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。)</p> <p>(b) <u>優先株等、投資信託受益証券又</u></p>

(削る)

b (略)

(4) (略)

付 則

この改正規定は、平成20年7月7日から施行する。

は外国投資信託受益証券（他の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。）

(c) 受益証券発行信託の受益証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（他の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。）

b (略)

(4) (略)